

# 総合型地域スポーツクラブ育成プラン 2018

～地域住民が主体的に参画するスポーツ環境の構築を目指して～

平成 30 年 4 月 1 日



公益財団法人

日本スポーツ協会

# 目 次

はじめに	P.1
「育成プラン 2018」の位置づけ	P.2
「育成プラン 2018」の構成図	P.3
1. 総合型地域スポーツクラブ育成の「基本理念」	P.4
2. 総合型地域スポーツクラブ育成の「基本方針」	P.5
3. 各総合型地域スポーツクラブの取組	P.7
(1) クラブ理念の策定並びに検証	P.7
(2) 自立・自律に向けた目標の設定・計画の策定及び検証	P.8
(3) クラブに求められる具体的な取組	P.9
1) 住民が参画する運営体制の整備	P.9
2) 安定的な活動拠点の確保	P.10
3) 地域に根差した各種事業の展開	P.11
4) 地域との相互扶助を築く他団体等との連携	P.14
5) 地域とクラブをつなぐコミュニケーション戦略	P.15
6) 安定的で持続可能な財源の確保	P.15
7) 暴力行為の根絶	P.16
4. 日本スポーツ協会 (SC 全国ネットワーク) の取組	P.17
(1) クラブ運営に係る支援体制の整備	P.17
1) 総合型クラブ登録制度の創設(SC 全国ネットワークの組織と活動の充実・活性化)	P.17
2) 中間支援組織の整備(総合型クラブの質的充実の推進)	P.18
3) 関係機関・団体との連携体制の構築	P.19
4) 法人格取得に係る支援	P.20
5) 情報収集・提供体制の整備	P.21
(2) クラブ運営を担う人材の強化	P.22
1) クラブマネジメント人材の発掘・育成	P.22
2) 次世代を担う人材育成に向けた体制整備	P.23
(3) 活動施設の確保	P.23
1) 学校施設開放の拡充	P.23
2) 公共スポーツ施設の拡充	P.24
3) クラブハウスの設置促進	P.25

(4) 広報活動の充実	P.25
1) 社会的認知度の向上	P.25
(5) 全国的なイベントの創設	P.26
1) 全国的なイベントの企画立案	P.26

## 資料編

● 平成 26 年度 総合型地域スポーツクラブ育成プラン 2013 実行状況評価表	P.30
● 平成 27 年度 総合型地域スポーツクラブ育成プラン 2013 実行状況評価表	P.31
● 平成 28 年度 総合型地域スポーツクラブ育成プラン 2013 実行状況評価表	P.32
● 「育成プラン 2013」策定の背景	P.33
● 「育成プラン 2013」策定時以降の総合型クラブをめぐる課題状況	P.46
● 各総合型地域スポーツクラブの取組に係る補足説明	P.48
1. P.9 「3. (3) 1) 住民が参画する運営体制の整備」に係る補足説明	P.48
2. P.10 「3. (3) 2) 安定的な活動拠点の確保」に係る補足説明	P.49
3. P.11 「3. (3) 3) 地域に根差した各種事業の展開」に係る補足説明	P.50
● 日本スポーツ協会(SC 全国ネットワーク)の取組に係る補足説明	P.51
1. P.23 「4. (3) 1) 学校施設開放の拡充」に係る補足説明	P.51
2. P.25 「4. (4) 1) 社会的認知度の向上」に係る補足説明	P.52
● スポーツ宣言日本 21 世紀におけるスポーツの使命	P.53
● 総合型地域スポーツクラブの育成状況	P.55
● 総合型地域スポーツクラブ全国協議会(SC 全国ネットワーク)組織図	P.56
● 総合型地域スポーツクラブ全国協議会(SC 全国ネットワーク)加入クラブ数	P.57
● 日本スポーツ協会(SC 全国ネットワーク)の取組に係る年次計画	P.58

## はじめに

総合型地域スポーツクラブ（以下、全般を指す場合は「総合型クラブ」、個別の団体を指す場合は「クラブ」という。）は、生涯にわたってスポーツに親しめる環境を全国の身近な地域に整えるとともに、「住民主体」によって運営されるシステムを志向している。この総合型クラブは、これまでの「学校体育」と「企業スポーツ」を中心に発展してきた我が国のスポーツ環境を大きく転換させるのみならず、「住民主体」によって地域スポーツの推進を図ろうとする新たな試みであり、運営に係る地域住民の主体的な参画を通じて、公正で福祉豊かな地域社会の構築においても重要な意義を有するものである。

日本スポーツ協会（以下「本会」という。）では、このような地域住民の参画によってスポーツ組織を運営するシステムの構築に向けて、これまでも 1962 年から青少年の健全育成を目的とする「スポーツ少年団」の育成を行ってきた。また、国民のスポーツ活動の動向を踏まえながら、1997 年度から 2001 年度まで「スポーツ少年団を核とした総合型クラブの育成モデル事業」を実施し、2004 年度から 2012 年度にかけては、文部科学省とともに「総合型地域スポーツクラブ育成推進事業」を実施した。その間、2008 年度には、「総合型地域スポーツクラブ全国協議会（以下「SC 全国ネットワーク」という。）を本会組織内に設立し、総合型クラブの円滑な運営に資する情報交換や交流の活性化を図るための各種取組を実施してきた。この結果、現在、SC 全国ネットワークには、2,758 クラブが加入(2017 年 8 月末時点)し、このクラブ数は全国の育成クラブ数の約 8 割に達するなど、一定の成果を上げてきたといえる。

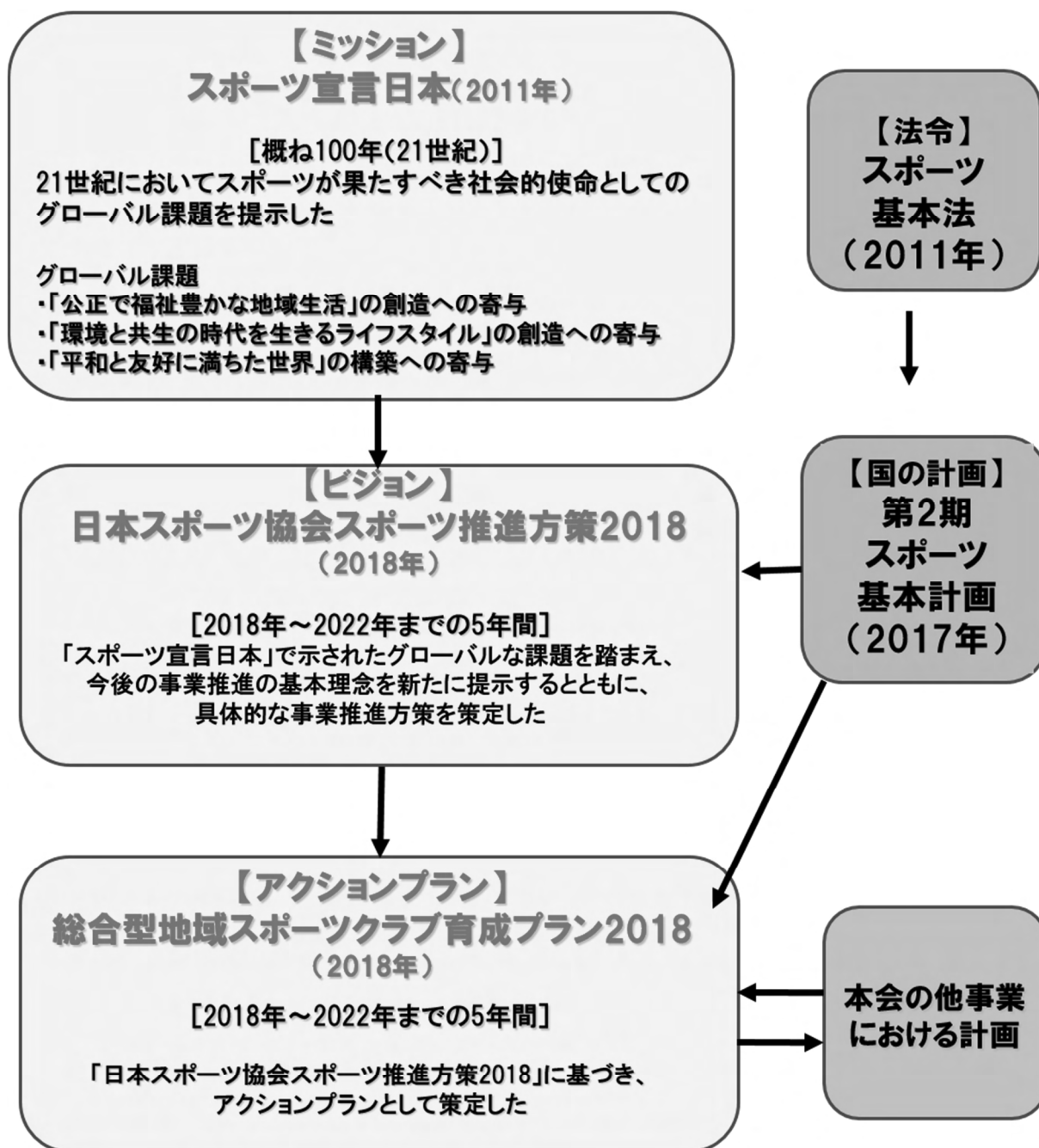
また、これまでの我が国における総合型クラブの育成が、形態的特徴（「多種目」「多世代」「多志向」）の具備に重点が置かれ、目指すべき理想像・方向性を集約・整理して明示する必要性が必ずしも重視されていない状況にあったことから、2013 年度には「総合型地域スポーツクラブ育成プラン 2013(以下「育成プラン 2013」という。）」を策定し、総合型クラブ育成の基本理念や概ね 5 年を目途とする今後の取組をまとめた。

育成プラン 2013 は、策定から概ね 5 年ごとに取組の評価と見直しを行うこととしており、本会では、2017 年度に地域スポーツクラブ育成専門委員会及び SC 全国ネットワーク常任幹事会において、育成プラン 2013 の成果・課題や総合型クラブを取り巻く環境を踏まえ、協議を行い、「総合型地域スポーツクラブ育成プラン 2018(以下「育成プラン 2018」という。）」として策定した。

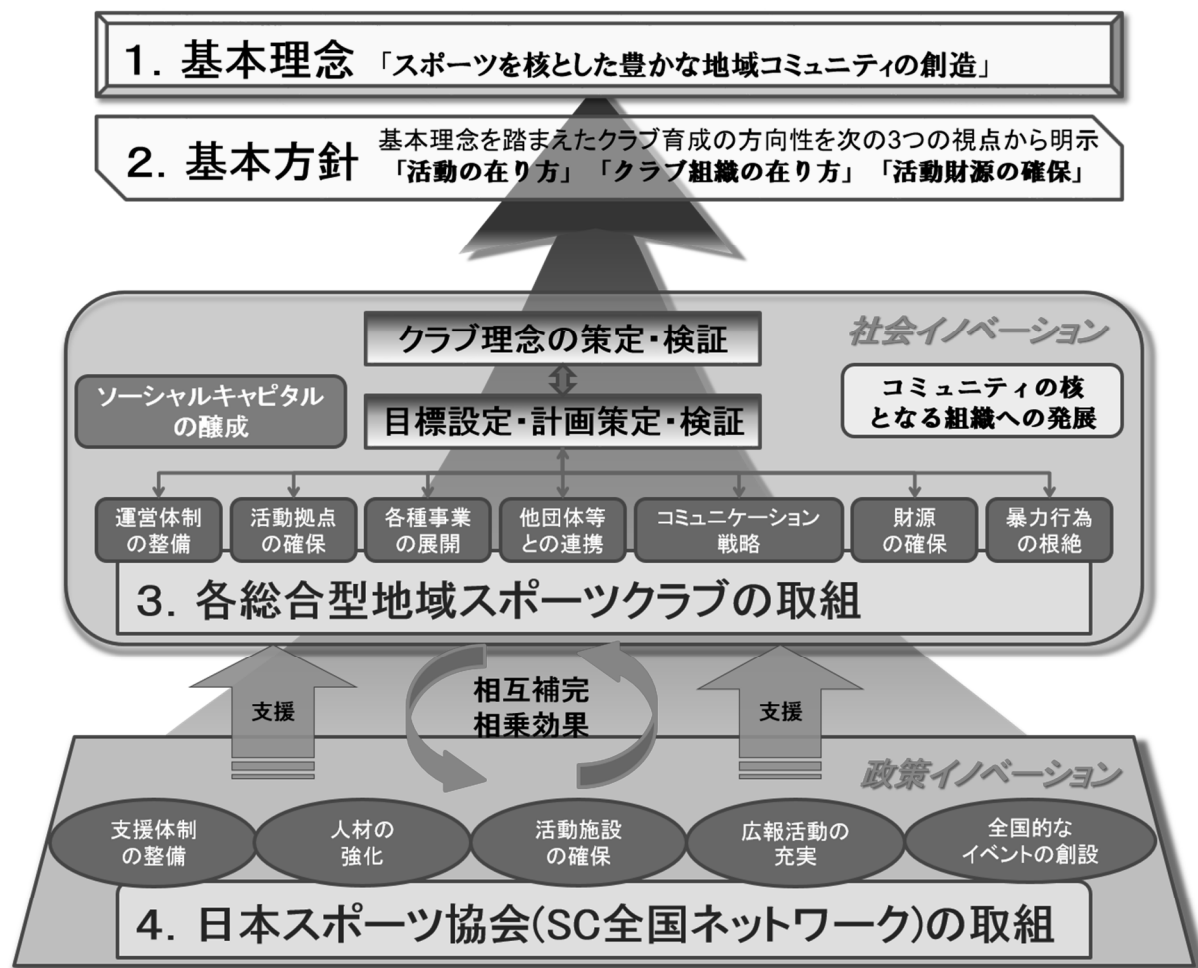
今回策定した「育成プラン 2018」は、本会全体の今後 5 年間の事業推進方策である「日本スポーツ協会スポーツ推進方策 2018(以下「スポーツ推進 2018」という。）」に基づいた、総合型クラブに係るアクションプランである。

「育成プラン 2018」の取組にあたっては、本会内部組織の SC 全国ネットワーク及び本会加盟団体と緊密に連携することはもとより、行政をはじめ、全国のスポーツ関係機関・団体と一致協力して、一体的かつ総合的に推進することが必要であるため、皆様方の一層のご理解とご協力をお願いしたい。

■ 「育成プラン 2018」 の位置づけ



## ■ 「育成プラン 2018」の構成図



### ● 育成プラン 2013 改定の視点

総合型クラブ育成の基本理念等の提示に至った「育成プラン 2013」策定時の背景（資料編 P.33 参照）については、現時点においても、その多くが引き続き解決に向けて取り組んでいかなければならない状況にあると言えるため、「育成プラン 2018」においても従前の課題認識を概ね踏襲し、基本理念を堅持したうえで、「育成プラン 2013」で示した取組について必要な改定を行った。

改定に際しては、取組の推進が図られた内容や外部環境の変化等により見直す必要がある内容について必要な改定を行ったほか、「育成プラン 2018」が「スポーツ推進 2018」のアクションプランとなるものであることから、本会が取り組むべき方策を記した「4. 日本スポーツ協会（SC 全国ネットワーク）の取組」全体について、「スポーツ推進 2018」の方策と一貫通貫するよう項目立ての一部見直しを行った。

## 1. 総合型地域スポーツクラブ育成の「基本理念」

### 「スポーツを核とした豊かな地域コミュニティの創造」

<「基本理念」の解説>

これまで、各地域におけるスポーツの振興をめぐるのは、①性別・年代別・種目別・目的（志向）別スポーツ実施の「違い（隔たり）」、②スポーツ事業における主体（創り手：運営者）と客体（受け手：参加者）の「違い（隔たり）」、③スポーツ推進に係る取組と地域づくりに係る取組の「違い（隔たり）」が生じており、必ずしも一体的かつ総合的に推進されてこなかったといえる。

このことから、本会におけるこれからの総合型クラブの育成・支援への取組は、このような「違い（隔たり）」に起因し多元化していた地域のスポーツ環境を、「総合型（多種目・多世代・多志向）」へと促すことによって、「理想のクラブ像の共有と自主的な運営」による「地域づくり（コミュニティ）志向」に変革することを基軸に据えた推進が求められることとなる。これは、様々な地域住民同士の自発的な協働の場やその仕組みを創ることによって成り立つものであり、結果的に、スポーツ文化を我が国に根付かせるとともに、行政主導による行政依存の公的サービスから脱却し、地域住民が主体的に地域のスポーツ環境を創造していくという「社会イノベーション（変革）」として捉えることもできる。

これらの状況を踏まえ、本会が推進する総合型クラブ育成の基本的な方向性としては、これまで以上に、地域住民の多様なニーズを包含し、多様な活動が可能となる地域に密着したスポーツクラブを普及・定着させ、現状の「違い（隔たり）」を克服して、身近にスポーツ文化を豊かに享受できる環境を整えることが求められる。

さらに、住民の自発的、主体的、自治的なスポーツの推進と地域づくりの機能を有する総合型クラブの創設・維持・発展・拡充に向けた育成・支援を通して、スポーツによる「ソーシャル・ガバナンス\*1(P.27 参照)」体制の構築を目指した地域社会の発展に貢献することを認識する必要がある。

以上のような状況に鑑み、本会が推進するこれからの総合型クラブ育成をめぐるのは、一人ひとりが主体的にスポーツ文化を豊かに享受する場を各地域に創出・提供し、遍（あまね）く人々が差別なくスポーツの恩恵に浴するとともに、住民の連携・協働によって地域の絆を培い、地域社会の発展に寄与していくという「スポーツを核とした豊かな地域コミュニティの創造」を基本理念として育成プラン 2013 において提示した。

この基本理念を念頭においた取組は、「スポーツの推進」と「地域づくり」において相乗効果・好循環を生じさせ、スポーツそのものの価値や意義をさらに高めるための大きな役割を果たすことが期待できる。

## 2. 総合型地域スポーツクラブ育成の「基本方針」

### ① 活動の在り方について

クラブの活動に関する基本的な考え方については、総合型クラブ育成の基本理念に示す「遍(あまね)く人々が差別なくスポーツの恩恵に浴する」ことができるよう、次の点を踏まえることが求められる。

- クラブにおける活動は、プレイヤーズ・ファーストの視点（住民目線）から導き出されること。
- 各々のスポーツ種目（sports）における既定の実施形態（競技形式、競技方法等）にとらわれることなく、スポーツの本源的な意義（「SPORT」\*2(P.27 参照)）をすべての関係者が理解した上で、多様なプログラムを実践していること。
- クラブにおける活動は、クラブ会員（特定の構成員）のみが自己の欲求を充足させる「共益的な活動」ととどまらず、地域づくりまでも視野に入れ、クラブ会員以外の幅広い地域住民の参入を図りつつ、スポーツの「楽しさや喜び」を拡充し普及させる「公益的な活動」であること。
- クラブの活動は非営利であること（活動の充実を目的とした自己財源確保に係る収益事業の実施は除く）。

### ② クラブ組織の在り方について

クラブの組織に関する基本的な考え方については、総合型クラブ育成の基本理念に示す「住民の連携・協働によって地域の絆を培い、地域社会の発展に寄与する」ことができるよう、次の点を踏まえることが求められる。

- 住民が日常的にスポーツを楽しむことができる環境の整備に寄与する組織であること。
- 住民同士が連携・協働することができる組織であること。
- 組織外とのネットワーク構築を日頃から実行し、より開放的で、地域から信頼される組織であること。
- スポーツを文化として捉え、その文化機能（「人」と「人」、「人」と「社会」をつなぐ機能：結果としてのソーシャルキャピタル\*3(P.27 参照)の醸成機能）を十分に発揮できる可能性を持つ広く開かれた組織であること。
- スポーツそのものが自立・自律した文化であると認識したメンバーを中心に、地域住民の主体的な参画によって推進され永続的な活動が行えるよう、新しい人材を積極的に受け入れ、世代交代を図りながら次世代の育成・継承に係る体制を整えること。
- 多種目・多世代・多志向による活動を目指す組織であること。
- クラブ活動（会員）の対象となる範囲は、地域の実情にもよるものの、地域住民の日常生活圏（概ね中学校区程度）であること。

### ③ 活動財源の確保について

クラブの活動財源に関する基本的な考え方については、総合型クラブ育成の基本理念に示す「スポーツ文化を豊かに享受する場を各地域に創出・提供する」ことができるよう、次の点を踏まえることが求められる。

- 財政的に自立するために、クラブ内における受益者負担を基本とし、まずもって自主財源の確



保（会費、事業収入等）による自主独立に努めること。

- クラブが、地域の人々と社会に貢献する意義と役割を社会的に訴求するとともに、ソーシャルキャピタル醸成機能の促進も含め、地元企業等からの協賛や寄付、指定管理者制度の活用等、外部からの財源確保に係る体制の整備にも努めること。

上記の他、総合型クラブが有する「地域づくり」機能に鑑み、スポーツ基本法における前文及び第21条の趣旨、並びに第2期スポーツ基本計画の趣旨に基づき、国及び地方公共団体等の関係機関・団体に対して、総合型クラブへの支援を継続的に講じるよう要請していく必要がある。

<「基本方針」の解説>

「総合型クラブ」の育成は、従来の我が国におけるスポーツ推進に関する「新たな試み」であり、この実現のためには、現状の「変革（イノベーション）」が必要となる。

この「変革（イノベーション）」を提起するためには、これまでの取組に対する前向きで建設的な検証・反省を通して、現状の総合型クラブを取り巻く環境全般の諸課題を整理し、国の動向を踏まえつつ、総合型クラブの育成に携わるすべての関係者が、「総合型地域スポーツクラブ育成の基本理念」を共有することが重要である。

したがって、これからの総合型クラブの育成については、「スポーツを核とした豊かな地域コミュニティの創造」という基本理念の実現に向けて、本会が関係機関・団体と連携して、総合型クラブの育成を図る上での具体的な方向性や取組の視点を明示することが求められている。

このことから、我が国における総合型クラブ育成の取組が一体的かつ総合的に推進できるよう、「総合型地域スポーツクラブ育成の基本方針」について、上記に示した。

なお、総合型クラブ以外の単一種目型の地域スポーツクラブ等の育成においても、同様の方針で取り組むことが望まれる。

### 3. 各総合型地域スポーツクラブの取組

総合型クラブをめぐる各種課題に対応するためには、まず、本会の総合型クラブ育成の基本理念である「スポーツを核とした豊かな地域コミュニティの創造」を関係者が共有した上で、「2. 総合型地域スポーツクラブ育成の基本方針」を十分に踏まえた取組が求められる。

また、総合型クラブが地域に根差し、誰からも愛されるクラブとなり自立・自律するに至るためには、当該地域の風土・文化・人口・経済事情等に適合し定着・浸透することと併せ、安定的に運営されることが必要である。

このためには、国、日本スポーツ振興センター(以下「JSC」という。)や本会をはじめとする関係機関・団体による支援は重要ではあるが、クラブ自身が主体的・積極的な取組を行うことが不可欠である。

このことから、ここでは、クラブ自身が「自立・自律した運営や活動を推進するために取り組むべき事項」について取りまとめ、クラブの運営における指針として提示することとする。

#### (1) クラブ理念の策定並びに検証

本会では、「育成プラン 2013」において、我が国における総合型クラブの育成が、関係者の共通認識に基づく一体的かつ総合的な取組によって最大限の効果をもたらすように、総合型クラブの目指すべき姿やその育成の方向性を示す基本的な考え方として、基本理念及び基本方針を提示した。

引き続き「スポーツを核とした豊かな地域コミュニティの創造」という基本理念を全国の総合型クラブ関係者の間で共有するとともに、クラブにおいてはこの基本理念の趣旨に基づいたクラブ理念を策定することにより、一体的かつ総合的に総合型クラブを充実・発展させていくことが求められる。

このことから、クラブ理念の策定にあたっては、以下の視点を踏まえる必要がある。

##### ① 創設準備期の団体

- 本会が掲げる基本理念の内容をベースにしつつ、当該地域の実情を踏まえ、関係者全員が共有可能な理念を策定すること。
- 当該地域の実情を踏まえた理念の策定にあたっては、地域の実情を正確に把握するための基礎的な調査や客観的な統計データ等に基づき、地域の課題解決に向けて取り組むべき内容についても包含すること。

##### ② 創設後のクラブ

- 当該地域におけるクラブの存在意義、果たすべき役割・機能等の総合型クラブ運営の根幹となるクラブ理念について、本会が掲げる基本理念の趣旨を踏まえて改めて検証すること。

## (2) 自立・自律に向けた目標の設定・計画の策定及び検証

クラブが「スポーツを核とした豊かな地域コミュニティの創造」という基本理念に寄与していくことを念頭に、自立・自律したクラブへと至るためには、クラブが掲げるクラブ理念（創設の目的・意義）を踏まえ、将来的な到達点（長期・中期・短期・年次）を明確にした目標を設定する必要がある。そして、その達成に向けた具体的な取組計画を策定した上で、計画に基づく活動を着実に実行し、その内容及び効果を定期的に検証することによって常に改善を図っていく、といった「PDCA サイクル\*4(P.27 参照)」によって取り進めることが重要である。

クラブにおいては、以下の視点を考慮の上、目標の設定及び計画の策定、計画に基づく事業の実施、事業成果の検証を行うことが必要である。

なお、本会では、2014 年度に総合型クラブにおける PDCA サイクルの取組を促進するため、「持続可能な総合型クラブの推進に向けた取組の指針と評価指標」を作成した。クラブにおいては、当該指針と評価指標による自己点検・評価を定期的実施することが望まれる。

### ① 将来的な到達点に向けた目標の設定

目標の設定にあたっては、クラブ理念の実現に向けて関係者が共有できる内容を掲げることが重要である。そのためには、次の視点到留意する必要がある。

- クラブ理念の実現に向け、地域の実情・特性などを考慮しつつ、クラブ関係者の意識やニーズを踏まえ、具体的で明確な目標を設定すること。
- 目標の設定にあたっては、その達成度を客観的に把握できるよう、指標となる数値目標等を掲げるなど、その後の取組に反映できること。
- 目標の達成時期を明確にすることが重要であり、長期目標（概ね 10 年程度）、中期目標（概ね 5 年程度）、短期目標（2～3 年程度）の各単位で設定するとともに、それに基づいた年次目標を設定すること。

### ② 目標達成に向けた具体的な計画の策定

計画の策定にあたっては、目標の達成に向けて、クラブの実情と将来展望を考慮した実現可能な内容や方法を策定することが重要である。そのためには、次の視点到留意する必要がある。

- 目標の達成に向けたより具体的な計画（「誰が」「何を」「どのように」等）を策定し、目標達成に至るまでの道程を明らかにすること。
- クラブの実情や、地域の特性、活動資源（人的、物的、経済的等）の状況を把握した上で、それらを効果的・効率的に活用できるような計画を策定すること。
- 目標の設定との関係から、長期・中期・短期及びそれに基づいた年次ごとの計画を策定するとともに、それらの内容が、全体的に見て一貫性を伴うものとなるように策定すること。

### ③ 定期的な検証及び改善・改革の実施

クラブの活動をより充実・発展させるため、定期的かつ継続的に目標の達成度や計画内容等について検証するとともに、常に改善・改革を行うことが重要である。そのためには、次の視点到留意する必要がある。

- 事業成果と達成目標との比較・検証を通して、目標達成の可否やその度合いに関する原因・

要因・課題を明確に把握するため、必要となる調査を定期的かつ継続的に実施すること。

- 検証に基づく改善・改革を行うにあたっては、クラブ活動のさらなる充実・発展を目指し、クラブ会員・参加者並びに当該地域住民のニーズの動向をはじめ、当該地域の実情、諸課題等を的確に捉え反映すること。

### **(3) クラブに求められる具体的な取組**

クラブが、「スポーツを核とした豊かな地域コミュニティの創造」という基本理念の実現に向けて、自立・自律に向けて安定的に充実・発展していくためには、前述の「(1)クラブ理念の策定並びに検証」及び「(2)自立・自律に向けた目標の設定・計画の策定及び検証」の取組に加え、次のような視点により、主体的かつ継続的に取り組むことが求められる。

#### **1) 住民が参画する運営体制の整備**

クラブの運営体制の整備にあたっては、地域住民の主体的な参画によってクラブ運営が推進されることが重要であり、多くの地域住民に「自分の街のクラブ(マイタウンクラブ)」という帰属意識を生じさせるような工夫が求められる。

また、永続的なクラブ活動を行うためには、常に次世代の育成を念頭に新しい人材を積極的に受け入れ、世代交代を図りながらクラブ運営に取り組むことが重要である。

クラブにおいては、運営体制を整備するために、以下の視点を踏まえた取組が求められる。

##### **① 地域住民のクラブ運営への参画促進**

- 住民がクラブ活動への参加を通して、自発的にスポーツを楽しむとともに、クラブ運営にも主体的に携わり、最終的には運営を担う一員（運営スタッフ、ボランティア等）として参画することができるよう取り組むこと。

##### **② 運営スタッフの参画の在り方**

- 運営スタッフは、クラブ理念を十分理解して運営に携わるとともに、参加者がスポーツの楽しさや喜びを存分に味わうことができるよう配慮すること。
- 運営スタッフは、参加者に対して、クラブ理念が深く浸透するよう啓発し、運営面でも主体的に参画することができるよう工夫すること。

##### **③ 機能的分業体制の確立**

- 特定の運営スタッフ・役員に負担が偏らないよう、参加者も含め、運営に係る業務を適切に分担するとともに、その体制について定期的にクラブ内で検証すること。

##### **④ 運営スタッフの育成・世代交代に係る体制整備**

- クラブ会員が快適なスポーツライフ（クラブライフ）を送ることができるよう、経営資源を適切に確保し、円滑に活用するために必要なマネジメント能力を有する人材として、本会公認アシスタントマネジャー資格や本会公認クラブマネジャー資格を保有するスタッフを配置

すること。

- 次世代の人材を育成する体制を整え、円滑な世代交代を行う基盤を整備すること。
- クラブが永続的な活動を行えるよう、次代を担う人材を発掘・確保するための地域内ネットワークの構築と併せ、円滑な世代交代を行うことができる体制を整備すること。
- 将来のクラブ運営を担う人材の発掘を目的として、クラブにて大学生等のインターンシップを受け入れること。

#### ⑤ 専従運営スタッフの確保

- 広くクラブの内外より、専従の運営スタッフを継続的に確保するための体制（人件費の確保を含む）を整備すること。

#### ⑥ 法人格の取得

- 法人格取得に伴って生じる権利と義務の内容等について、運営スタッフ並びにクラブ会員の間で十分に把握・理解した上で、法人格を取得すること。
- 法人格取得後のクラブ運営の在り方や、クラブの充実・発展に向けた方向性と取組について明確にしていること。

なお、法人格の取得を検討するにあたっては、P.48の資料編「法人格を有さないリスク・デメリット」を踏まえる必要がある。

## 2) 安定的な活動拠点の確保

創設準備期においては、初めから活動拠点となる学校施設・公共スポーツ施設を確保することのみにとらわれず、地域で活用できる様々な施設や場所、空間を調査し、活動拠点以外の施設等も活用できるよう関係機関・団体と話し合いを行うことが求められる。

クラブ創設以降においては、地域行政・教育機関等に対し、施設の優先利用・利用料減免措置の適用や、施設管理業務（指定管理等）を受けられるよう働きかけることが重要である。さらに、クラブハウス（機能）の確保についても常に検討・準備し、自治会等の地域組織と連携してその実現を目指す必要がある。

クラブにおいては、活動拠点の確保にあたって、以下の視点を踏まえた取組が求められる。

なお、安定的な活動拠点の確保に際して、「指定管理者制度」を活用するにあたっては、P.49資料編「指定管理者制度の活用に係る留意事項」も踏まえた上で検討する必要がある。

### < 安定的に利用できる施設の確保 >

#### ① 学校施設の確保

- 日常的な活動拠点として、当該地域における最も身近な施設である学校施設が利用できること。
- 学校施設の利用にあたって、無償利用や利用料の減免等の優遇措置を得ること。

#### ② 公共スポーツ施設の確保

- 日常的な活動拠点として、一定規模のキャパシティや、専門性の高い施設・用具等が具備さ

れている公共スポーツ施設が安定的あるいは優先的に利用できること。

- 公共スポーツ施設の利用にあたって、無償利用や利用料の減免等の優遇措置を得ること。

### ③ 公民館等、社会教育施設の確保

- 学校施設や公共スポーツ施設が利用できない場合や、日常的な活動の補完として利用する施設が必要な場合などについては、公民館等の社会教育施設が利用できること。

### ④ 自然環境・公共空間の利用

- スキー、カヌー、ウォーキング等の屋外の活動拠点として、自然環境や公共空間の利用が必要な場合、これらの施設について参加者の安全を確保した利用ができること。

## < クラブハウス機能の確保 >

### ① 事務局専用スペースの確保

- クラブの運営業務を行うための事務作業スペースとともに、当該地域住民の誰もが訪問できる公的な場を確保すること。

### ② 用具・物品等保管庫（倉庫）の確保

- 事業を行うために必要な用具・物品等を保管するための共有スペースを確保すること。

### ③ サロンスペース（機能）の確保

- クラブ会員や運営スタッフ、さらに地域住民までも自由に交流できるようなサロンスペースを確保すること。
- 専用のサロンスペースを確保できなくとも、同様の機能が期待できるような場（外食施設等）を確保すること。

## 3) 地域に根差した各種事業の展開

「遍（あまね）く人々が差別なくスポーツの恩恵に浴する」ためには、クラブ会員・参加者のニーズを的確に把握し、プレイヤーズ・ファーストの視点（住民目線）から導き出された事業（P.50／資料編「総合型クラブに求められるスポーツ事業の分類」）を展開することが重要である。

また、クラブ会員以外の当該地域住民とも一体となり、地域課題（健康増進、介護予防、障がい者スポーツの推進、学校部活動との連携、子育て支援、地域活性化等）の解決に資する公益的な事業を積極的に行うことが必要となる。

クラブにおいては、事業の展開にあたって、以下の視点を踏まえた取組が求められる。

## < 安全管理体制の確立 >

### ① 安全面に配慮した事業の実施

- 事業の企画・立案の段階で、参加者の安全確保を最優先する体制を整えること。
- 安全管理に係る体制の整備にあたっては、利用する施設・設備や、参加者の健康管理、自然環境等に関する留意点について、運営スタッフが共有すること。

- 運営スタッフが応急処置等に関する必要な知識・技能を有すること。

## ② 緊急時連絡体制の整備

- 不測の事態に備え、予め、医療機関や参加者の家族、その他必要となる機関・団体等への緊急時対応に関する連絡体制を整えること。

## < 基本的スポーツ事業 >

### ① クラブサービス事業の実施

「クラブサービス事業」とは、クラブ会員の中で特定の競技種目を志向する者（サークル等）に対して、専門の指導者等による指導サービスを行う事業をいう。

- クラブ会員のニーズに対応した多様なサークル活動を実施すること。
- クラブ内に必要な指導者等がない場合は、外部からの指導者や補助スタッフ等を確保すること。

### ② プログラムサービス事業の実施

「プログラムサービス事業」とは、クラブ会員をはじめ当該地域の住民等を対象に、運動・スポーツのプログラム（教室、大会、行事等）を提供する事業をいう。

- クラブ会員のみならず、広く当該地域住民のスポーツニーズに応えることを念頭に置いて、多様なプログラムを実施すること。
- 事業を検討する際には、当該地域住民のライフスタイルを考慮し、実施の時間帯や会場等に留意するとともに、託児所等の設置も含めて、クラブ会員並びに当該地域住民が参加しやすい環境を整えること。

### ③ エリアサービス事業の実施

「エリアサービス事業」とは、学校施設や公共スポーツ施設を確保し、広く地域一般に対して、当該施設の活用を提供する事業をいう。但し、当該クラブが施設を管理するための指定管理者等の資格を有していることが前提となる。

- 事業の実施にあたっては、当該地域住民の誰もが施設を利用できる機会（有償・無償は問わない）を整えること。
- 事業を検討する際には、当該地域住民のライフスタイルを考慮し、午前・午後・夜間等の利用時間帯を出来るだけ幅広く設定すること。

### ④ イベント観戦サービス事業の実施

「イベント観戦サービス事業」とは、クラブ会員や当該地域の住民に対して、トップレベルの競技を観戦する等の機会を確保することにより、「見るスポーツ」を提供する事業をいう。

- 当該地域の競技団体やスポーツ団体と連携し、トップレベルの競技会の開催情報等を入手・把握の上、観戦ツアーやパブリックビューイングの実施等、クラブ会員や当該地域住民に対して「見るスポーツ」を促進すること。

## < 関連的スポーツ事業 >

### ① 情報サービス事業の実施

「情報サービス事業」とは、クラブ会員及び当該地域の住民に対し、各種媒体を用いて、クラブ内の諸活動に関する情報や当該地域におけるスポーツに関する情報等を提供する事業をいう。

- 当該地域において、クラブ活動及びスポーツ活動全般への興味・関心とともに、親近感を高めるような内容と方法を工夫した情報提供を行うこと。

### ② 指導者研修事業の実施

「指導者研修事業」とは、クラブ内で定期的な指導者の研修を行う事業をいう。

- プレイヤーズ・ファースト（住民目線）の考え方を理解し、質の高い適切な指導を行うことができる指導者の研修体制を整えること。
- 指導者が、研修を通して自らを高めることによる自信や充実感を実感できること。

### ③ 顕彰・表彰・制度的評価事業の実施

「顕彰・表彰・制度的評価事業」とは、主に運営スタッフやクラブ会員を対象として、一定の基準を満たした場合に、その功績等を顕彰・表彰する事業をいう。

- 評価を行うにあたって、その基準を明確にし、公平性・透明性を確保すること。
- 顕彰・表彰によって、対象者の功績を称えるとともに、クラブとの絆をより深めること。

### ④ 経済的支援事業の実施

「経済的支援事業」とは、クラブ内のサークル等に対して、その活動に係る金銭的支援を行う事業をいう。

- 事業の実施にあたっては、安定的な財源の確保を図るための体制を整備すること。
- 支援目的を明確にした上で、計画的な支援を実施すること。

### ⑤ 施設・設備・用具管理事業の実施

「施設・設備・用具管理事業」とは、学校施設や公共スポーツ施設、それに付随する設備・用具の管理を代行する「施設の管理委託」、または「指定管理者制度」等を受けて行う事業をいう。

- 管理を行うにあたって、クラブ会員及び当該地域住民のニーズを踏まえた利用設備・用具等の準備や簡便な利用手続き等の環境を整えること。

## < 交流事業 >

### ① 会員交流事業の実施

「会員交流事業」とは、クラブ会員間の交流や親睦を深めることを目的とした共益的な事業をいう。

- 事業の実施によって、クラブ会員のクラブに対する親近感・愛着を高めること。
- 事業の実施効果として、クラブ会員がクラブ理念に対する理解を深め、クラブとしての一体感を醸成すること。



## ② 地域交流事業の実施

「地域交流事業」とは、当該地域におけるクラブの存在意義や価値を高め、クラブの自立・自律に向けた活動を促進するため、当該地域の住民間の交流を深めるとともに、地域活性化に寄与することを目的とした公益的な事業をいう。

- 地域の課題解決を視野に入れた事業の実施により、当該地域から一定の評価と支持を得ること。
- 事業の実施によって、当該地域におけるクラブの存在感を高め、信頼感・親近感を得ること。

## 4) 地域との相互扶助を築く他団体等との連携

クラブが当該地域の風土・文化・人口・経済事情等に適合し、定着・浸透するためには、地域との一体感の醸成が重要であり、学校部活動との連携や、スポーツ少年団をはじめとする地域のスポーツ団体、行政等、地域における各種機関・団体との相互扶助の関係を築くことによって、地域社会からの信頼性を確保し、地域に深く根差した必要不可欠な団体となっていく必要がある。

クラブにおいては、他団体等との連携を図るために、以下の視点を踏まえた取組が求められる。

### ① スポーツ少年団・障がい者スポーツ団体等多様な地域スポーツ団体との連携

- 連携を図ることにより、互いの「強み」が、互いの「弱み」を補い合うような、相互補完の関係を構築し、地域におけるスポーツ推進体制が高められること。

### ② 行政・教育機関との連携

- 地域のスポーツ推進という観点から、学校部活動やスポーツ推進委員との連携が図られること。
- 行政と連携して地域課題(健康増進、介護予防、障がい者スポーツの推進、子育て支援、地域活性化等)の解決に資する公益的な事業を行うことを通じて、クラブ活動の公益性を高めること。

### ③ 民間団体（自治会、商工会、企業等）との連携

- 連携先団体等における CSR 活動（「企業の社会的責任」；企業や組織が、利益の追求以外に社会的に貢献する活動）や営利活動等にプラスとなる具体的な内容を検討・提供し、連携することによってクラブにとっても有益な内容（財源確保、人材確保、社会的認知度向上他）を確保すること。

### ④ 研究機関（大学等）との連携

- 研究機関における活動や科学的データ（縦断的・横断的調査等）の蓄積等に有用となる具体的な内容を検討・提供し、連携することによってクラブにとっても有益な内容（財源確保、人材確保、有効な事業の展開他）を確保すること。

## 5) 地域とクラブをつなぐコミュニケーション戦略

クラブに関する正確な情報・イメージを広く地域社会へ周知することは、地域住民のクラブへの関心を喚起し、クラブが行う事業への参加を促すだけでなく、地域の各種機関・団体との連携促進など、クラブに有益となる様々な効果に結びつくことが期待できる。

そのためには、クラブの事業を効率的・効果的に PR する等のコミュニケーション手段を用いて、クラブを広く地域社会において周知・浸透させ、地域からの親近感や信頼感を高めることが重要である。

クラブにおいては、コミュニケーション戦略を図るために、以下の視点を踏まえた取組が求められる。

### ① 各種媒体によるコミュニケーション戦略の策定・実行

- クラブの存在や、創設目的、実施する事業の内容等について、当該地域での認知度を高めるために、地域の多様なニーズを的確に捉え、PR すべき点を明確にした上で、各種媒体を用いたコミュニケーション戦略を策定し実行すること。
- パンフレット等の印刷物や、新聞記事等によるパブリッシング、インターネット等の様々な媒体・手段を有効に使い分け、当該地域住民がクラブ活動に興味を抱き、参加に至るための具体的な方法を明確にした上で実行すること。

### ② 講演・説明・面談によるコミュニケーション活動の実施

- 当該地域住民や各種機関・団体が集う場における講演・説明、学校・企業訪問等による説明・面談等の各種機会を活用して、対象者のニーズを的確に捉え、周知すべき点を明確にした上で、直接的なコミュニケーション活動を実施すること。

## 6) 安定的で持続可能な財源の確保

クラブが財政的に自立するためには、受益者（クラブ会員、参加者）負担を基本とし、最終的には、自主独立の財務運営を目指すことが必要である。

また、ソーシャルキャピタルの醸成も含め地元企業等からの協賛や寄付、指定管理者制度の活用等、外部からの財源確保を図ることが望まれる。

クラブにおいては、安定的な財源を確保するために、以下の視点を踏まえた取組が求められる。

### ① 事業収入等による収益確保

- 「受益者負担」の精神をクラブ会員・参加者に周知・啓発の上、クラブを永続的に運営するにあたって必要な財務計画に基づき、クラブ会費及び参加料を基本として、安定的に一定の収入を確保すること。
- クラブ会費・参加料の他、地元企業等からの協賛や寄付、行政からの事業受託等、クラブ外部からの収入源の確保にも努めること。

## ② 適切なクラブ会費及び参加料の設定

- クラブ会費及び参加料は、時限的な補助金・助成金収入を除外した上で、事業の運営に係るコストを算出して設定すること。
- 将来的な展望（事業の拡充に必要なコスト等）まで想定した上で、適切なクラブ会費及び参加料を設定すること。

## ③ 適切な支出のあり方

- 年間単位、事業単位、費目単位等の各単位でのコストを検証した上で、収入額に見合った支出額を厳密に算出すること。
- 常にコスト縮減に努める一方で、クラブの存続・発展に欠かせない重要な事業や、その運営コストには相応の支出を行うこと。

## ④ 協賛金・寄付金等の獲得

- クラブ活動の公益性を地域社会に周知するとともに、クラブイメージを常に健全に保ち、当該地域において高い信頼感及び親近感を得ることによって、協賛金・寄付金の獲得につながるような環境を醸成すること。

## 7) 暴力行為の根絶

クラブにおける活動が、会員の多様なニーズを包含し、プレイヤーズ・ファーストの視点（住民目線）によって円滑に運営されるためには、活動現場における暴力行為の根絶が不可欠であり、以下の点に留意した取組を行う必要がある。

- 「スポーツ宣言日本」において、スポーツは「自発的な運動の楽しみを基調とする人類共通の文化」と明記されている通り、相手への尊厳を踏みにじる暴力行為は、スポーツの本質とは全く対極の位置にあり、両者が相容れることはあり得ないことを認識すること。
- 指導者の暴力行為や行き過ぎた指導が原因で、スポーツから離れる地域住民や競技者、スポーツ嫌いの青少年を生み出すことは、我が国のスポーツ推進にあたって大きな損失であり、絶対に避けなければならないことを認識すること。
- スポーツ指導の現場においては、暴力の根絶に対する共通認識を一層高めるとともに、暴力、ハラスメント及び指導者の権力に基づく精神的な追い込みなどの行き過ぎた指導が、身近な周囲で行われていないか改めて見直すとともに、もしもそれらの行為があれば、勇気を出して制止すること。
- 暴力行為等による悲劇を未然に防ぐためには、指導者と一人ひとりのプレイヤーが真摯に向き合ってお互いを尊敬し合い、強い信頼関係を築くこと。
- 総合型クラブ関係者は、これらの点を十分踏まえ、総合型クラブが地域スポーツ文化の豊かな享受の場として、充実・発展していくよう不断に努めること。

## 4.日本スポーツ協会(SC 全国ネットワーク)の取組

総合型クラブの育成を推進していくためには、前項によるクラブ自らによる主体的な取組と、本会(SC 全国ネットワーク)をはじめとする関係機関・団体が行う下支えとしての取組の両面が必要となる。

前項では、クラブ自身に取り組むべき事項を提示したが、総合型クラブを取り巻く課題は多岐にわたっており、その内容によっては、クラブ自身の取組だけでは解決できない性質のものもある。

したがって、本会では、「スポーツを核とした豊かな地域コミュニティの創造」という基本理念の実現に向け、「総合型地域スポーツクラブ育成の基本方針」に沿って、我が国における総合型クラブが永続的に充実した活動を行っていくための環境整備に取り組むことが求められる。

本会では、総合型クラブがより公益性の高い「社会的な仕組み」として確立することを目的に、2015年度から SC 全国ネットワークを基盤とした総合型クラブ登録制度の検討を進めており、2017年に文部科学省が策定した第2期スポーツ基本計画においても、本会等が主体となって総合型クラブの登録・認証等の制度を整備することが施策として明示された。また、同計画では、総合型クラブへの支援について、「様々な公的機関・団体等が担っているが、役割分担及び連携体制等について十分に整理されておらず、支援体制について全体としてみると必ずしも効率的・効果的なものになっていない」旨の課題が示され、その課題に対応するために支援体制の再構築を図り、都道府県レベルで中間支援組織の整備をすることも施策として明示されることとなった。本会としては、これらの動向を踏まえ、より積極的に総合型クラブの育成を推進する必要がある。

なお、各種支援を推進するにあたっては、法律や条例に起因する課題のように、本会単独による取組では限界が生じる場合もある。このため、本会の権限範囲を上回るような各分野への取組に関しては、関係機関・団体の理解と協力を強く求め、常に連携を図っていくことが必要不可欠となる。

このことから、総合型クラブの活動環境を充実させるため、本会(SC 全国ネットワーク)が取り組む各種支援方策について、以下に示すこととする。

### (1) クラブ運営に係る支援体制の整備

#### 1) 総合型クラブ登録制度の創設(SC 全国ネットワークの組織と活動の充実・活性化)

\*5(P.27 参照)

総合型クラブが「スポーツを核とした豊かな地域コミュニティの創造」に向けて持続的に活動していくためには、地域スポーツ環境の充実やスポーツを通じた地域の課題解決などの公益的な取組を積極的に行うことにより、地域社会からの信頼性を確保し、「社会的な仕組み」として、地域に深く根差した必要不可欠な団体となっていくことが重要である。

そうした取組を推進するためには、クラブが行政をはじめとした公的機関・組織等とパートナーシップを構築し、連携・協働する必要があるが、個々のクラブの活動実態や運営形態、ガバナ

ンス等の状態が様々であることがそのパートナーシップ構築の阻害要因の一つになっている。

そこで、総合型クラブが行政等とパートナーシップを構築し、公益的な取組を行うために、活動実態や運営形態、ガバナンス等についての基準を備えた登録制度を創設する必要がある。

これらのことを踏まえ、次の取組を行うこととする。

### ① 総合型クラブ登録制度の創設

- 都道府県体育（スポーツ）協会(以下「都道府県体協」という。)\*6(P.27 参照)及び国と連携し、本会組織内組織である SC 全国ネットワークを基盤とした総合型クラブ登録制度を 2021 年度までに創設することにより、総合型クラブの自立・自律を促進し、クラブの発展に寄与するとともに、SC 全国ネットワークの組織と活動の充実・活性化を図る。

### ② 協賛制度の創設

- SC 全国ネットワークの安定的な運営を図るために、総合型クラブ登録制度の創設に向けた取組に合わせて、2022 年度までに企業協賛制度の導入に向けた具体的な検討を行う。

### ③ PDCA サイクルにより運営の改善等を図る登録クラブの促進

- 本会では、各クラブが PDCA サイクルにより自ら運営の改善等を図るための取組の一つとして「持続可能な総合型クラブの推進に向けた取組の指針と評価指標」を 2014 年度に作成した。この指標を使用したクラブ自らの点検・評価の実施を総合型クラブ登録制度において登録したクラブ(以下「登録クラブ」という。)に対して促進し、運営の改善等を図る登録クラブを 2021 年度までに登録クラブ全体の 70%とする。

## 2) 中間支援組織の整備(総合型クラブの質的充実の推進)

総合型クラブの支援については、広域スポーツセンターをはじめ様々な公的機関・団体やクラブ間ネットワーク等が担っているが、役割分担及び連携体制について十分に整理されてこなかった。このため、より効率的・効果的な支援を行っていくために支援体制の再構築を図った上で、第 2 期スポーツ基本計画に記載のある中間支援組織を整備する必要がある。

また、同計画において、中間支援組織に配置されることが想定されているクラブアドバイザーは、クラブに直に接して多方面のサポートを行う存在であるため、引き続き重要視する必要がある。

これらのことを踏まえ、次の取組を行うこととする。

### ① 中間支援組織の整備

- 都道府県体協、国と連携し、第 2 期スポーツ基本計画に記載のある「中間支援組織」を、地方公共団体（都道府県）の支援を受けた都道府県体協が主体となり、SC 全国ネットワークに加入する都道府県総合型クラブ連絡協議会と連携した組織形態により、2021 年度までに 47 都道府県に整備する。
- 中間支援組織\*7(P.27 参照)は、各都道府県内で活動あるいは今後創設される地域スポーツクラブが総合型クラブ登録制度に参画できるような環境の整備を促進し、本会は国と連携してこ

のような中間支援組織の取組を支援する。

- 中間支援組織は、登録クラブが PDCA サイクルにより運営の改善等を図れるよう必要な支援を行うとともに、登録クラブによる地域課題解決に向けた取組を推進する事業を行うことにより、登録クラブの質的な充実および自立的な運営を促進する。本会は国と連携してこのような中間支援組織の取組を支援する。

## ② クラブアドバイザーの質的向上

- クラブアドバイザーが、本会が掲げる基本理念及び基本方針について十分理解し、クラブや関係者に対して適切に周知・啓発できるよう定期的な研修を行う。
- クラブのニーズに応え、創設準備段階からクラブ創設 10 年後までをも見越した目標の設定、計画の立案や実際の活動に関する的確な指導・助言を行うために必要となる知識・技能の向上を目的とした研修を定期的に行う。

## 3) 関係機関・団体との連携体制の構築

登録クラブが個別に抱える諸課題の内容によっては、中間支援組織や登録クラブ関係者間のネットワークだけでは対応できないような状況が生じる場合もある。そのため、本会が総合型クラブに関係し得る全国組織や国(中央省庁)と連携体制を構築することにより、都道府県・市区町村・地域レベルにおいても登録クラブと中間支援組織が当該機関・団体の地方組織との間で連携・協働が促進され得る環境を整備する必要がある。

これらのことを踏まえ、次の取組を行うこととする。

### ① スポーツ少年団との連携体制の構築

- 総合型クラブとスポーツ少年団は、それぞれが地域スポーツクラブの一類型でありつつも、地域住民が主体となり、スポーツの推進を通じて地域コミュニティづくりに貢献することを共通の方向性としている。しかしながら、地域によっては両者の間で施設や会員確保等を巡る課題が生じている、あるいは課題が生じないよう連携を避けているといった状況も指摘されている。また、本会が策定している本プランの上位方策であるスポーツ推進 2018 では、「スポーツ少年団と総合型地域スポーツクラブの在り方」として、子どものスポーツ権の保障を第一義に捉え、中学校運動部活動の地域への移行を見据えながら、スポーツ少年団、総合型クラブ、中学校運動部活動の三者がそれぞれの強みを生かし新たな地域スポーツ体制を検討する等の連携・協働を図る旨を目標として示している。このため、本会は総合型クラブ登録制度の創設後、2022 年度までには日本スポーツ少年団と双方の登録制度の統合に向けた協議を開始し、統合時には、例えば「地域スポーツクラブ登録制度」として、双方を同制度内の一類型とすることも想定する等、将来の目標イメージを打ち出すこととする。このような将来目標を明示することにより、各地域の実状に応じて、総合型クラブとスポーツ少年団の連携促進の議論が具体的に実施される環境を整備する。

### ② スポーツ推進委員との連携体制の構築

- 2022 年度までに、本会が登録クラブの情報を定期的に公益社団法人全国スポーツ推進委員

連合に提供し、具体的な連携策を検討する等、両者の連携体制を明確にするための協議を行うことにより、都道府県・市区町村・地域レベルにおいても、登録クラブと中間支援組織がスポーツ推進委員との間で連携・協働が促進されうる環境を整備する。

### ③ 障がい者スポーツ団体との連携体制の構築

- 2022年度までに、本会が登録クラブの情報を定期的に公益財団法人日本障がい者スポーツ協会に提供し、具体的な連携策を検討する等、両者の連携体制を明確にするための協議を行うことにより、都道府県・市区町村・地域レベルにおいても、登録クラブと中間支援組織が公益財団法人日本障がい者スポーツ協会と関係する地方組織との間で連携・協働が促進されうる環境を整備する。

### ④ 経済団体との連携体制の構築

- 2022年度までに、本会が登録クラブの情報を定期的に経済団体（日本経済団体連合会、日本商工会議所）に提供し、具体的な連携策を検討する等、両者の連携体制を明確にするための協議を行うことにより、都道府県・市区町村・地域レベルにおいても、登録クラブと中間支援組織が経済団体の地方組織との間で連携・協働が促進されうる環境を整備する。

### ⑤ 中央省庁・公的団体との連携体制の構築

- 国(中央省庁)に対し、当該省庁の施策に総合型クラブの位置づけが明記されるように働きかけを行うとともに、国及びJSCに対して総合型クラブに関する助成制度等、必要な支援を講ずるよう働きかけを行う。

### ⑥ 日本武道協議会との連携体制の構築

- 日本武道協議会との連携体制を構築し、登録クラブにおいて安心して武道に取り組むことができる環境の整備を図る。

## 4) 法人格取得に係る支援

我が国における総合型クラブのうち、法人格を取得している割合は、全体の21.8%にとどまっている現状にある(スポーツ庁「平成28年度総合型地域スポーツクラブに関する実態調査結果」)。この背景には、法人化に係る一定の要件と義務を果たすための活動基盤や財政的な自立の面で未成熟な状況にあることが要因となっていると推測される。

総合型クラブは、公益的な組織としてコンプライアンス(法令遵守)を重視し、公正で適切なガバナンス(自主的な組織統治・管理)体制を整え、永続的かつ有機的に機能することが求められる。このため、法人格(非営利)の取得は、自らの公正性を高めるとともに、地域社会はもとより社会全般に対する責任を果たし、社会的信頼を得ることにつながる。

したがって、クラブの法人化は、その活動基盤をより強固に整え、スポーツの価値をさらに高めるためにも大きな意義を有することから、各登録クラブの活動基盤や財政状況を考慮しつつ、法人格取得を促すとともに、支援体制の整備を行う必要がある。

これらのことを踏まえ、次の取組を行うこととする。

### ① 法人格取得に関する情報提供

- 登録クラブの法人格取得を促進するため、中間支援組織に対して必要な情報提供を行うことにより、2022年度までに登録クラブの過半数が法人格を取得できるよう支援する。

## 5) 情報収集・提供体制の整備

総合型クラブの現場からは、自立・自律に向けた取組を推進するために、他のクラブ等の実践事例に関する情報提供を求めるニーズが高い状況にある。

このことから、総合型クラブ登録制度の創設や中間支援組織の整備を通じて、登録クラブが求めている情報の内容やニーズをよりの確に把握するとともに、その内容に適合する事例等の情報について、より効率的かつ迅速に収集・提供できる体制を整備する必要がある。

また、事例の提供方法に関しては、登録クラブ関係者がより質の高い知見を得られるように、成功要因・失敗要因を分析・検証し、解説を加える等によって、普遍化・一般化した上で中間支援組織及び登録クラブに対して提供することが重要である。

これらのことを踏まえ、次の取組を行うこととする。

### ① 総合型クラブ登録制度の創設・中間支援組織の整備に基づく体制整備

- 総合型クラブ登録制度の創設及び中間支援組織の整備を通じて、登録クラブが求める情報を把握するとともに、先進事例を収集したうえで、中間支援組織及び登録クラブに対して必要な情報提供を行うことができる体制を整備する。

### ② 幅広い視野と多様性を持つ人材を育成・確保するための情報提供

- 登録クラブの運営スタッフが魅力的な事業計画を企画・立案するためには、スポーツ以外の分野も含めた幅広い視野と見識を培うことが重要であることから、異業種・異業態の「資格」・「研修」の内容、同分野との直接的な交流や現場研修等の活動実践の事例について、体系的に集約・整理し、クラブ運営を担う人材の強化に向けた情報提供を行う。
- 登録クラブにおける多種多様な「公益」に関する見識を有した人材の育成を促進するため、「地域との豊かな交流」や、複数クラブ間での「人事交流」等を通して実践力を高められるような事例を提供する。

### ③ 地域の活性化に寄与する取組事例の提供

- 登録クラブがより効果的・効率的に地域づくりに貢献するため、地域社会と一体的に連携・協働している事例について、体系的に集約・整理し、情報提供を行う。

### ④ 登録クラブによる広報活動を効果的・効率的に行うための支援

- 登録クラブによる広報活動が効果的・効率的に行えるよう作成・公開したツール「クラブのらくらく広報」について、様々な機会を通して登録クラブへ周知するとともに、今後とも登録クラブのニーズを踏まえながら、その中身を継続的に検証し、内容の充実を図る。



## ⑤ その他「育成プラン 2018」の各種取組で得られたクラブ運営に役立つ情報の提供

- 育成プラン 2018 の本項以外の各種取組で得られたクラブ運営に役立つ情報及び登録クラブによる広報活動を効果的・効率的に行うための支援に資する情報について適宜提供する。
- これまで、公式メールマガジンにおいて情報提供してきた内容をテーマ別に取りまとめる等、再編集することにより、クラブ運営に役立つ情報として提供する。

## (2) クラブ運営を担う人材の強化

### 1) クラブマネジメント人材の発掘・育成

総合型クラブの活動基盤・活動環境をより充実させるためには、プレイヤーズ・ファーストの視点（住民目線）で、地域住民をクラブ活動に参入させるための事業を実施することにより、地域に定着し、すべての地域住民から必要不可欠な存在であると認識されることが重要である。そのためには、地域づくりまでも視野に入れ、クラブ会員以外の幅広い地域住民の参入を図りながら、スポーツの「楽しさや喜び」を拡充し普及させる「公益的な活動」を行うことが求められる。

したがって、クラブ運営の中核的な役割を担う人材の育成にあたっては、基礎となるクラブマネジメントに関する一定の知識・技能に加え、異業種・異業態も含めた幅広い視野と見識を培い、クラブメンバー以外の地域住民との豊かな交流の中で、地域住民と共に地域課題の解決ができる資質・能力を重視する必要がある。

これらのことを踏まえ、次の取組を行うこととする。

#### ① クラブマネジメント資格を有する人材の養成促進

- クラブ業務を合理的に行い、効果的な事業計画を企画・立案する上で必要となる一定以上の専門的な知識・技能を身につけた人材を充実させるため、中間支援組織と連携し、2022年度までに登録クラブの過半数において、本会公認マネジメント資格(公認クラブマネジャー、公認アシスタントマネジャー)を有する人材が配置されている状況とする。

#### ② 幅広い視野と多様性を持つ人材の育成

- 中間支援組織が、本会が行う前述の取組（(1)5)②「幅広い視野と多様性を持つ人材を育成・確保するための情報提供」）も参考に、クラブマネジメント人材の育成を行えるよう支援する。

#### ③ 女性部会の設置

- 多種多様な「公益」に関する内容を確保するにあたって、女性の視点をクラブ運営に反映していくことが重要であるため、2021年度までにSC全国ネットワーク内に女性部会を設置し、設置後10年までの間に各都道府県代表委員の3割以上が女性となるような必要な取組を行う。
- 「女性トップアスリート」や「女性起業家」、「女性の活躍促進を図っている企業関係者」等の異業種との交流促進につながるようなイベントの開催や、ネットワーク構築の支援等を行い、女性のリーダーや運営スタッフを育成する。

## 2) 次世代を担う人材育成に向けた体制整備

持続可能な総合型クラブの活動基盤の整備にあたっては、現運営スタッフの充実・強化の他、スムーズな世代交代が図れるよう、次世代を担う人材育成に向けた体制を整える必要がある。

そのため、次世代のメンバーが、クラブマネジメントに関する知識・技能を習得する他、クラブ理念や独自の文化を深く理解し、体現していくために、中学・高校世代の頃から、インターンシップによる OJT（「On the Job Training」；管理監督者の下で行われる実務研修）のような現場での実践的な活動や他クラブとの豊かな交流を通して、次世代の人的資源を育成することにより、人材の継承を促進する必要がある。

これらのことを踏まえ、次の取組を行うこととする。

### ① 大学・専門学校との連携による次世代の人材確保

- 体育・スポーツ系の大学や専門学校を中心とした教育機関と連携の上、総合型クラブのマネジメントに関する基礎的な資格として位置付けている「アシスタントマネジャー」の取得機会を拡充し、2022年度までに本会公認アシスタントマネジャー講習・試験免除適応コース実施校を75校(2017年度は67校)とすることにより、次世代を担う人材の育成を推進する。

### ② スポーツ少年団との連携による次世代の人材育成

- 登録クラブに在籍する高校生に対して、日本スポーツ少年団「シニア・リーダー」の資格取得を促し、2022年度までに登録クラブから「シニア・リーダー」資格取得者が累計100名となる状況とすることにより、登録クラブとスポーツ少年団の理念等の共有を促進し、両組織の地域内での有機的な連携によるクラブ運営の強化を図る。また、資格取得だけでなく、クラブ内における「OJT」による活動実践を通して、次世代を担う人材を育成するよう登録クラブに促す。

### ③ 中間支援組織との連携による次世代の人材育成

- 中間支援組織が、登録クラブの若手世代(20～30歳代)のクラブスタッフを対象に、クラブ運営に係る能力形成(運営技能や知識・経験等の蓄積による能力向上)を促進するための研修会等を開催できる環境を整備するため、国等に対して必要な支援を講ずるよう働きかけを行う。

## (3) 活動施設の確保

### 1) 学校施設開放の拡充

学校施設の開放に関する調査結果(P.51/資料編「学校施設の開放に係る各種調査」)からは、地域住民にとって学校体育施設が十分に地域に開放されているとの実感が乏しい状況にある。

小・中学校は、その多くが地域住民の生活圏域を単位に設置されており、一人ひとりが主体的にスポーツ文化を豊かに享受する場を各地域に創出・提供していくためには、学校体育施設の活用が合理的であると思われる。

また、総合型クラブが学校体育施設を管理できるようになれば、各種事業を展開するための活動基盤を整えられることのみならず、学校教育機関にとっても、地域とのコミュニケーションが活発になり、児童・生徒への教育面でのプラス効果や、学校運営面での負担軽減等も期待できることから、非常に重要な意義を有すると考えられる。

この取組を推進するにあたっては、関係する法整備を働きかける等、国や、施設を直接的に管轄している都道府県あるいは市区町村単位の行政・教育機関等と緊密に連携する必要がある。

これらのことを踏まえ、次の取組を行うこととする。

### ① 法整備

- 現在、すでに学校施設の開放を通して地域づくりを実践している事例があることから、学校施設開放への取組に係る基礎資料として、具体的な連携内容や当該地域の条例等の環境面に関する情報を集約・整理し、法整備に向けて必要な働きかけの際の参考とする。
- 学校施設の運営主体を「行政主導型」から「地域住民主導型」へ発展的に移行することや、学校施設を中心として総合型クラブと地方公共団体（市区町村行政）・学校教育機関が連携し、総合型クラブが運営を委託されるような「総合型クラブ主導型」（P.52／資料編「総合型クラブ主導型による学校施設の管理イメージ」）への展開も見据えた取組を行う。
- 以上のような取組も踏まえ、2022年度までに学校施設開放の促進を図るための法整備を国に働きかけ、実現させることにより、登録クラブが安定的に活動施設を確保できる環境を創出する。

## 2) 公共スポーツ施設の拡充

総合型クラブの活動拠点として、学校体育施設の活用は多くの意義を有するものの、学校教育活動上の制約、付帯設備・用具、キャパシティ（同時に施設を利用することができる上限人数）の関係上、クラブ会員や参加者のニーズを満たすには不十分な場合も想定される。

また、公式の競技会・記録会や大規模なスポーツイベントを行う際には、一定の基準（競技施設・用具、付帯設備等）を満たすスポーツ専門の施設が必要となる。

このことから、クラブ活動の充実・発展にあたっては、競技性を高める取組も含め、専門性の高いスポーツ環境の整備が不可欠であり、地域住民の多様なニーズを包含し、多様な活動が可能となるよう一定の基準を満たした施設の優先的利用の促進とともに、さらなる設置拡充が求められる。

この取組を推進するにあたっては、関係する法整備を働きかける等、国や、施設を直接的に管轄している都道府県あるいは市区町村単位の行政・教育機関等と緊密に連携する必要がある。

これらのことを踏まえ、次の取組を行うこととする。

### ① 法整備

- 現在、すでに公共スポーツ施設を総合型クラブが活用して地域づくりやその活性化に貢献している事例があることから、公共スポーツ施設拡充への取組に係る基礎資料として、具体的な内容を集約・整理し、法整備に向けて必要な働きかけの際の参考とする。
- 以上のような取組も踏まえ、2022年度までに公共スポーツ施設の拡充を図るための法整備

を国に働きかけ、実現させることにより、登録クラブが安定的に活動施設を確保できる環境を創出する。

### 3) クラブハウスの設置促進

全国の総合型クラブのうち、クラブハウスを確保している割合は全体の48%(スポーツ庁「平成28年度総合型地域スポーツクラブに関する実態調査結果」)に過ぎず、本会が2014年度文部科学省委託事業として「持続可能な総合型クラブの推進に向けた指針と評価指標」を作成した際、クラブ運営者に対して実施した調査では、クラブハウスの必要度と実際の達成度の差異が68.6%に達する等ニーズと現実とのギャップが明らかになっている。

総合型クラブが事務作業等を行うための事務局スペース、会員や地域住民が自由に交流・談話できるサロンスペースを有したクラブハウス機能を確保することにより、地域の誰もが自由に交流できる場を提供することはクラブにとって重要な活動基盤となり得る。

これらのことを踏まえ、次の取組を行うこととする。

#### ① 法整備

- 現在、すでにクラブハウスを総合型クラブが活用して地域づくりやその活性化に貢献している事例があることから、クラブハウス設置促進への取組に係る基礎資料として、具体的な内容を集約・整理し、法整備に向けて必要な働きかけの際の参考とする。
- 2022年度までに「(3)1)学校施設開放の拡充」及び「(3)2)公共スポーツ施設の拡充」と連動したクラブハウス設置促進に必要な法整備を国に働きかけ、実現させることにより、登録クラブの持続可能な活動基盤の整備を支援する。

## (4) 広報活動の充実

### 1) 社会的認知度の向上

総合型クラブに対する社会的認知度は、各種の調査結果(P.52/資料編「社会的認知度に関する調査結果」)から、スポーツ関係者を含めた国民に広く認知されている状況ではなく、今後、社会的認知度向上への取組が求められる。

社会的認知度が低いことが、地域住民をはじめ、総合型クラブへの支援が期待される行政(教育機関を含む)への啓発や、クラブ創設に係る説明・交渉等において理解や協力を得ることを困難にしているとの事例も報告されている。また、このことが総合型クラブの活動環境をめぐる課題の一因となっているとともに、本会が総合型クラブ育成の取組を推進していく上での阻害要因ともなっている。

したがって、総合型クラブの社会的認知度向上に係る取組は、大変重要であり、総合型クラブが目指している姿とイメージが、正確かつ明確に伝わり、好感度を伴って社会的に認知されるようなコミュニケーション戦略を検討し実行していくことが求められる。

これらのことを踏まえ、次の取組を行うこととする。

### ① 総合型クラブ登録制度に基づく広報活動の推進

- 国と連携し、登録クラブの広報活動を推進すること等を通じて総合型クラブの社会的認知度の向上を図る。例えば、前述した「(1)3)関係機関・団体との連携体制の構築」の取組を通じて、本会のみならず他団体と連携した広報活動の推進について検討する。

## (5)全国的なイベントの創設

### 1) 全国的なイベントの企画立案

総合型クラブが持つ多様性は、クラブによって様々な事業展開を実施できる等の強みである一方、統一されたイメージを持つことが難しいことから社会的な認知度を高める際の阻害要因となっていることが考えられる。このことは対外的な課題に留まらず、全国の総合型クラブ関係者(会員を含む)が一体的な活動を行う際の連携を阻害することにもつながりかねないことが危惧される。そのため、総合型クラブ関係者全体の交流促進を図るとともに一体感を醸成し、クラブの多様性を対外的にアピールするための象徴的な場が求められる。また、このような取組は各クラブの会員確保を促進する効果が期待できる。

これらのことを踏まえ、次の取組を行うこととする。

### ① 全国的なイベントの企画立案

- 2022年までに、登録クラブが一堂に会し、交流することができる全国的なイベントの企画立案を行うことにより登録クラブの会員確保が促進される環境を創出する。
  - ・総合型クラブ関係者全体の交流促進を図るとともに一体感を醸成することを目的として、例えば、登録クラブ関係者に対する各種表彰やコンテスト、登録クラブ対抗運動会等が考えられる。
  - ・クラブの多様性を対外的にアピールすることを目的として、例えば、クラブ見本市と称した異業種とのマッチングや、クラブの特徴をアピールするプレゼンテーション大会の実施により総合型クラブに興味のある企業等からスポンサーシップや業務提携を促す等の取組が考えられる。

**\*1：ソーシャル・ガバナンス**

地域社会の様々な問題に関して、公的機関と住民組織や民間団体等が協働することによって問題の解決に向かう社会的な装置あるいはメカニズム。

**\*2：スポーツ (SPORT)**

スポーツとは、プレイの性格を有し、自己とのあるいは他者との、または自然とのたたかいを含むところの、いかなる身体活動もスポーツである。また、その活動が、競争を含むものである場合には、常にスポーツマンシップに則って行わなければならない。フェアプレイの理想を欠いては真のスポーツはあり得ない。

International Council of Sport and Physical Education 「Declaration on Sport」 (国際スポーツ・体育協議会；「スポーツ宣言 (1964年)」) より

**\*3：ソーシャル・キャピタル**

社会関係資本と訳される。地域のつながりや人間関係等のこと。

**\*4：PDCA サイクル**

PDCA とは、P (Plan「計画」)・D (Do「実行」)・C (Check「検証」)・A (Action「改善」) の頭文字から名付けられた効率的な業務遂行のサイクルを表した考え方。

**\*5** 第2期スポーツ基本計画では「総合型クラブの登録・認証等の制度」と表記しているのに対して、本プランでは「認証」の表記はせず「総合型クラブ登録制度」としている。これは、本プラン策定時点では、国において登録・認証等の定義がなされていないことと、本会としては従前の方策 (スポーツ推進 2013) においても「総合型クラブ登録制度」の創設検討を明記する等、当初より登録と認証は一体の物、つまり基準を満たしたクラブが登録されるものとして、登録行為の中に認証の意味合いが含まれていることを意図していることによる。

**\*6** 第2期スポーツ基本計画では、「都道府県体育協会等」と表記しているのに対して、本プランでは「等」の表記はせず「都道府県体育(スポーツ)協会」としている。これは、本会がスポーツ宣言日本の理念の下、定款や加盟団体規程をはじめとした諸規程に基づくガバナンスを有する民間スポーツ団体であることと、今後、総合型クラブがスポーツ少年団や公認スポーツ指導者との有機的な連携を進めるためにも、ガバナンスを共有する加盟団体である「都道府県体育(スポーツ)協会」との連携を意図していることによる。

**\*7** 本プランでは、\*5にある通り、中間支援組織の主体を都道府県体育(スポーツ)協会としている。このため、本プランに表記している中間支援組織は都道府県体育(スポーツ)協会と同意語とする。



# — 資料編 —



(評価実施、平成27年度第1回地域スポーツクラブ育成専門委員会)

「総合型クラブ育成プラン2013」 日体協の取組		緊急度	重要度	対応する既存事業	25年度までの実績	26年度の実績	平成26年度の取組
<b>(1) クラブ運営に係る支援体制の整備</b>							
1) クラブアドバイザーの配置							
	①クラブアドバイザーの量的拡充(国やSC等への支援要請)	3	4	クラブアドバイザー配置事業	×	×	
	②クラブアドバイザーの質的向上	4	5	クラブアドバイザーミーティング	×	●	クラブアドバイザーミーティング開催数を年1回→年2回に増。
2) 関係機関・団体による支援体制の充実							
	①支援体制の再構築	3	3		×	○	県体協及び都道府県総合型クラブ連絡協議会に実態調査を実施。
3) スポーツ推進委員との連携							
	①スポーツ推進委員との連携体制の構築	5	4	創設支援事業	○	○	創設支援事業の要件に推進委員の参画を追加。
<b>(2) クラブ運営を担う人材の強化</b>							
1) クラブを自立、自律させるための計画を企画・立案できる人材の育成							
	①リスマネジメント資格を有する人材の養成促進	4	5	マネジメント資格養成(研修)	○	○	メルマガ(102~112号)にて情報提供。
	②幅広い視野と多様性を持つ人材を育成するための情報提供	3	3	メルマガ・HP、NWA、連携支援事業	○	○	メルマガ(105・109号)にて情報提供、NWAで他分野講演、ヒューマンエラー防止研修会の開催。
2) クラブの公益性を高める人材の育成							
	①地域の活性化に寄与する取り組み事例の提供	4	5	NWA	○	○	NWAにて事例紹介等を実施。
	②女性ネットワークの確立	3	3	(SC全国ネットワーク)	×	▲	SC全国ネットワーク常任幹事会にて協議中。
3) 人的資源の発展的継承に係る体制整備の支援							
	①大学・専門学校との連携による次世代の人材確保に係る支援	2	3	メルマガ・HP、マネジメント資格養成	○	○	メルマガ(104号)にて情報提供。
	②スポーツ少年団等との連携による次世代の人材育成に係る支援	5	5	スポーツ少年団リーダー養成事業	▲	△	27年度の実施に向けた協議を実施。
4) 専門的な知識・技能を持つ人材の発掘・確保							
	①人材の発掘・確保に関するネットワークの構築及び情報提供	3	5	メルマガ・HP	×	●	メルマガ(105・109号)にて情報提供。
<b>(3) 活動施設の確保</b>							
1) 学校施設開放の拡充							
	①学校施設の活用に係る関係機関等との取り組み	5	5	文科省委託事業(調査研究)	×	○	行政の取組むべき事として総合型クラブと学校の連携体制構築を明示。
	②SC全国ネットワークとの連携による全国的な取り組み	3	3	(SC全国ネットワーク)	×	×	
2) 公共スポーツ施設の拡充							
	①総合型クラブの優先的利用等に係る取り組み	4	4		×	×	
	②SC全国ネットワークとの連携による全国的な取り組み	3	3	(SC全国ネットワーク)	×	×	
<b>(4) 法人格取得に係る支援</b>							
	①クラブアドバイザーによる指導・助言体制の整備	2	4	クラブアドバイザーミーティング	×	●	クラブアドバイザーミーティングにて、法人化についての研修を実施。
	②法人格取得支援に係るSC全国ネットワーク等との連携	2	4		×	▲	SC全国ネットワーク常任幹事会にて協議中。
	③法人格取得に関する情報提供	2	3	メルマガ・HP	×	●	メルマガ(110~112号)にて情報提供。
<b>(5) 関係機関・団体間の連携体制の構築</b>							
	①連携に係るアクセスポイントの整理	3	5		×	×	
	②連携による互恵関係構築の事例提供	3	4	メルマガ・HP、NWA	×	●	メルマガ(104・110号)にて情報提供、NWAにて事例紹介等を実施。
	③スポーツ少年団との連携・調和	5	5		●	○	27年度の取組に向けた準備、日本スボ少における取組みに反映。
<b>(6) クラブの充実・発展及び社会的認知度向上のための情報の収集・提供</b>							
1) 情報の収集・提供体制の整備							
	①効率的な情報収集・提供に係る体制の再構築	3	4	メルマガ・HP、NWA	○	○	アンケート調査の実施。
2) 運営ノウハウを取りまとめたツールの開発・提供							
	①各種ツールの開発・提供	4	4	メルマガ・HP、連携支援事業	×	○	メルマガ(110~112号)にて情報提供、リスマネジメント読本の作成・配布。
3) 社会的認知度の向上							
	①各総合型クラブによる広報活動を効果的・効率的に行うための支援	4	5	メルマガ・HP	●	●	※H25 らくらく広報ガイドを作成し各種事業を通じて啓発。
	②著名人による応援団の結成	2	2	(SC全国ネットワーク)	×	▲	SC全国ネットワーク常任幹事会にて協議中。
	③イメージソングの検証・手法の開発	4	4	文科省委託事業(調査研究)	×	●	国の委託事業により総合型クラブの目指すべき指針・評価指標等について調査研究を実施。
	④SC全国ネットワークとの連携による全国的な働きかけ	3	5	(SC全国ネットワーク)	×	○	SC全国ネットワークにてオンラインブティックでオンライン企画を実施。

記号の説明

- 実施
- 一部実施
- ▲ 検討中(協議中)
- △ 検討中(事務局内で検討中)
- ×
- × 未実施

事業名(略語)の説明

- ・メルマガ・HP: 総合型クラブメールマガジンと本会ホームページ
- ・NWA: クラブネットワークアクション(旧クラブミーティング)

「総合型クラブ育成プラン2013」 日体協の取組		緊急度	重要度	対応する既存事業	25年度までの実績	26年度の実績	27年度の実績	平成27年度の取組
1)	2)							
<b>(1) クラブ運営に係る支援体制の整備</b>								
1) クラブアドバイザーの配置								
	① クラブアドバイザーの量的拡充(国やJSC等への支援要請)	3	4	クラブアドバイザー配置事業	×	×	●	スポーツ庁、日本スポーツ振興センターと事務レベルの協議を実施。
	② クラブアドバイザーの質的向上	4	5	クラブアドバイザーミーティング	×	●	●	クラブアドバイザーミーティングを2回開催。
2) 関係機関・団体による支援体制の充実								
	① 支援体制の再構築	3	3		×	○	○	NWAにて日障協と連携した共通プログラム「障がい者スポーツの導入」を設定。公式メルマガ(座談会)にて情報提供。
	3) スポーツ推進委員との連携	5	4	創設支援事業	○	○	○	H27アドバイザーミーティングのテーマとして取り扱うことを決定。公式メルマガ(特集)にて情報提供。
<b>(2) クラブ運営を担う人材の強化</b>								
1) クラブを自立・自給させるための計画を企画・立案できる人材の育成								
	① クラブマネジメント資格を有する人材の養成促進	4	5	マネジメント資格(養成・研修)	○	○	○	公式メルマガにて情報提供。自立・マネ設置支援事業の交付決定通知と併せてマネジメント資格の案内を同時。
	② 幅広い視野と多様性を持つ人材を育成するための情報提供	3	3	メルマガ+HP、NWA、連携支援事業	○	○	○	H27アドバイザーミーティングにてスポーツボランティアを扱う。ヒューマンエラー防止研修会を開催。公式メルマガ(特集)にて情報提供。
2) クラブの公益性を高める人材の育成								
	① 地域への活性化に寄与する取り組み事例の提供	4	5	NWA	○	○	○	公式メルマガ(特集)にて情報提供、NWAで事例紹介等を実施。
	② 女性ネットワークの確立	3	3	(SC全国ネットワーク)	×	▲	▲	
3) 人的資源の発掘・継承に係る体制整備の支援								
	① 大学・専門学校との連携による次世代の人材確保に係る支援	2	3	メルマガ+HP、マネジメント資格養成	○	○	○	公式メルマガ(特集)にて情報提供。
	② スポーツ少年団等との連携による次世代の育成に係る支援	5	5	スポーツ少年団リーダー養成事業	▲	△	●	H27アドバイザーMTGにて集中協議。公式メルマガ(特集)にて情報提供。
4) 専門的な知識・技能を持つ人材の発掘・確保								
	① 人材の発掘・確保に関するネットワークの構築及び情報提供	3	5	メルマガ+HP	×	●	○	(2)1)②と同様
<b>(3) 活動施設の確保</b>								
1) 学校施設開放の拡充								
	① 学校施設の活用に係る関係機関等との取り組み	5	5	指針・評価指標	×	○	△	登録制度検討プロジェクトにて議論。
	② SC全国ネットワークとの連携による全国的な取り組み	3	3	(SC全国ネットワーク)	×	×	△	〃
2) 公衆スポーツ施設の拡充								
	① 総合型クラブの優先的利用等に係る取り組み	4	4		×	×	△	登録制度検討プロジェクトで議論。
	② SC全国ネットワークとの連携による全国的な取り組み	3	3	(SC全国ネットワーク)	×	×	△	〃
<b>(4) 法人格取得に係る支援</b>								
	① クラブアドバイザーによる指導・助言体制の整備	2	4	クラブアドバイザーミーティング	×	●	○	法人格取得に係る公式メルマガの記事をツール化して、HPに掲載・周知。
	② 法人格取得支援に係るSC全国ネットワーク等との連携	2	4		×	▲	○	〃
	③ 法人格取得に関する情報提供	2	3	メルマガ+HP	×	●	●	〃
<b>(5) 関係機関・団体間の連携体制の構築</b>								
	① 連携に係るアクセスポイントの整理	3	5		×	×	×	
	② 連携による互恵関係構築の事例提供	3	4	メルマガ+HP、NWA	×	●	●	公式メルマガ(特集)にて情報提供。
	③ スポーツ少年団との連携・調和	5	5		●	○	●	H27アドバイザーMTGにて集中協議。公式メルマガ(特集)にて情報提供。
<b>(6) クラブの充実・発展及び社会的認知度向上のための情報の取集・提供</b>								
1) 情報の取集・提供体制の整備								
	① 効果的な情報取集・提供に係る体制の再構築	3	4	メルマガ+HP、NWA	○	○	●	クラブアドバイザーに対するアンケート調査により実情を把握、次年度の取組に反映。
2) 運営ノウハウを取りまとめたツールの開発・提供								
	① 各種ツールの開発・提供	4	4	メルマガ+HP、連携支援事業	×	○	○	総合型クラブの目指すべき指針・評価指標を各種行事にて周知。
3) 社会的認知度の向上								
	① 各総合型クラブによる広報活動を効果的・効率的に行うための支援	4	5	メルマガ+HP	●	●	●	※H25 幅広く広報ガイドを作成し各種事業を通じて啓発。
	② 著名人による応援団の結成	2	2	(SC全国ネットワーク)	×	▲	×	
	③ インタビューの検証手法の開発	4	4	指針・評価指標	×	●	○	総合型クラブの目指すべき指針・評価指標を各種行事にて周知。
	④ SC全国ネットワークとの連携による全国的な動きかけ	3	5	(SC全国ネットワーク)	×	○	○	SC全国ネットワークにおいて、オンラインアドバイザー関連の企画提案を実施。

記号の説明  
 ● 実施  
 ○ 一部実施  
 ▲ 検討中(協議中)  
 △ 検討中(事務局内で検討中)  
 × 未実施

事業名(略語)の説明  
 ・メルマガ・HP: 総合型クラブメールマガジンと本会ホームページ  
 ・NWA: クラブネットワークアクション(旧クラブミーティング)

平成28年度 総合型地域スポーツクラブ育成プラン2013 実行状況評価表

(評価実施:平成29年度第1回地域スポーツクラブ育成専門委員会)

「総合型クラブ育成プラン2013」日体協の取組		重要 急 度	対 応 す る 既 存 事 業	25年度 までの 実績	26年度 の実績	27年度 の実績	28年度 の実績	平成28年度 の取組
1	2							
<b>(1) クラブ運営に係る支援体制の整備</b>								
<b>1) クラブアドバイザーの配置</b>								
① クラブアドバイザーの専任的拡充(国やJSC等への支援要請)	3	4	クラブアドバイザー配置事業	×	×	●	●	「総合型地域スポーツクラブの今後の在り方に関する報告」にて記載された。 クラブアドバイザーミーティングを年1回開催。
② クラブアドバイザーの質的向上	4	5	クラブアドバイザーミーティング	×	●	●	●	
<b>2) 関係機関・団体による支援体制の充実</b>								
① 支援体制の再構築	3	3	NWA、SC全国ネットワーク	×	○	○	●	NWAにて日産協と連携した共通プログラムを実施。 都道府県総合型クラブ連絡協議会状況把握調査実施。
② スポーツ推進委員との連携	5	4	創設支援事業、クラブアドバイザーミーティング	○	○	○	●	クラブアドバイザーミーティングのテーマとして実施。
<b>(2) クラブ運営を担う人材の強化</b>								
<b>1) クラブを自立・自給させるための計画を企画・立案できる人材の育成</b>								
① クラブマネージャー資格を有する人材の養成促進	4	5	メルマガ・HP、マネジメント資格(養成・研修)	○	○	○	○	公式メルマガで情報提供、創設・自立・マネージャー支援事業の交付決定通知と併せて資格の案内を同時。
② 幅広い視野と多様性を持つ人材を育成するための情報提供	3	3	メルマガ・HP、連携支援事業	○	○	○	○	公式メルマガ(特別企画)にて座談会実施、ヒューマンエター防止研修会を開催。
<b>2) クラブの公益性を高める人材の育成</b>								
① 地域の活性化に寄与する取組の提供	4	5	NWA	○	○	○	○	NWAにて事例紹介等を実施
② 女性ネットワークの確立	3	3	(SC全国ネットワーク)	×	▲	▲	▲	
<b>3) 人的資源の発展的継承に係る体制整備の支援</b>								
① 大学・専門学校との連携による次世代の人材確保に係る支援	2	3	メルマガ・HP	○	○	○	○	公式メルマガ(特集)にて情報提供
② スポーツ少年団等との連携による次世代の人材育成に係る支援	5	5	メルマガ・HP、スポーツ少年団日組交流	▲	△	○	○	公式メルマガ(お知らせ)にて情報提供。
<b>4) 専門的な知識・技能を持つ人材の確保・確保</b>								
① 人材の発掘・確保に関するネットワークの構築及び情報提供	3	5	メルマガ・HP	×	●	○	○	(2)1)②と同様
<b>(3) 活動施設確保</b>								
<b>1) 学校施設開放の拡充</b>								
① 学校施設の活用に係る関係機関等との取組	5	5		×	○	△	○	スポーツ庁の会議において支援策を講じるよう要望した。
② SC全国ネットワークとの連携による全国的な取組	3	3	(SC全国ネットワーク)	×	×	△	○	〃
<b>2) 公共スポーツ施設の拡充</b>								
① 総合型クラブの優先的取組	4	4		×	×	△	○	スポーツ庁の会議において支援策を講じるよう要望した。
② SC全国ネットワークとの連携による全国的な取組	3	3	(SC全国ネットワーク)	×	×	△	○	〃
<b>(4) 法人格取得に係る支援</b>								
① クラブアドバイザーによる指導・助言体制の整備	2	4	HP、クラブアドバイザーミーティング	×	●	○	○	法人格取得に係る公式メルマガの記事をツール化して、HPに掲載・周知。
② 法人格取得支援に係るSC全国ネットワーク等との連携	2	4		×	▲	○	×	
③ 法人格取得に関する情報提供	2	3	メルマガ・HP	×	●	●	●	〃
<b>(5) 関係機関・団体の連携体制の構築</b>								
① 連携に係るアセスメントの整理	3	5		×	×	×	×	
② 連携による互恵関係構築の事例提供	3	4	NWA、クラブアドバイザーミーティング、メルマガ・HP	×	●	●	●	NWAにて日産協と連携した共通プログラムを実施。 クラブアドバイザーミーティングでスポーツ推進委員との連携をテーマとした。 公式メルマガ(特集)にて情報提供
③ スポーツ少年団との連携・調和	5	5	クラブアドバイザーミーティング、メルマガ・HP	●	○	●	○	クラブアドバイザーミーティング及び公式メルマガ(特別企画)にて情報提供。
<b>(6) クラブの充実・発展及び社会的認知度向上のための情報の取集・提供</b>								
<b>1) 情報の取集・提供体制の整備</b>								
① 効果的な情報取集・提供に係る体制の再構築	3	4	メルマガ・HP	○	○	●	○	H27にクラブアドバイザーに対するアンケート調査により実情を把握、H28・29年度の取組に反映。
② 各種ツールの開発・提供	4	4	HP、SC全国ネットワーク	×	○	○	●	総合型クラブの目指すべき指針・評価指標を各種行事にて周知、SC加入クラブへ実施依頼。
<b>3) 社会的認知度の向上</b>								
① 各総合型クラブによる広報活動を効果的・効率的に行うための支援	4	5	メルマガ・HP	●	●	●	●	※H25、らくらく広報ガイドを作成し各種事業を通じて啓発。
② 著名人による応援団の結成	2	2	(SC全国ネットワーク)	×	▲	×	×	
③ インバベーションの検証手法の開発	4	4	指針・評価指標、SC全国ネットワーク	×	●	○	○	総合型クラブの目指すべき指針・評価指標を各種行事にて周知、SC加入クラブへ実施依頼。
④ SC全国ネットワークとの連携による全国的な働きかけ	3	5	(SC全国ネットワーク)	×	○	○	○	SC全国ネットワークにおいて、オリンピックデー関連の企画提案を実施。 いわて国体・大会の応援イベント情報収集。

事業名(略語)の説明  
・メルマガ・HP: 総合型クラブメンバーマガジンと本会ホームページ  
・NWA: クラブネットワークアクション(旧クラブミーティング)

記号の説明  
● 実施  
○ 一部実施  
▲ 検討中(協議中)  
△ 検討中(事務局内で検討中)  
× 未実施

～H25	H26	H27	H28
2	7	8	8
6	11	12	15
1	3	1	1
0	1	4	0
18	5	2	3
29.6%	66.7%	74.1%	85.2%

## 「育成プラン 2013」策定の背景

「育成プラン 2013」は、それまでの総合型クラブ育成の現状と課題を整理し、本会としてはじめて総合型クラブ育成の基本理念と基本方針を提示したものである。

この度、「育成プラン 2013」を新たに「育成プラン 2018」として改定したが、この「基本理念」と「基本方針」の策定に至った背景については、「育成プラン 2013」の該当部分を以下に改めて掲載することで解説としたい。

### ■ 「育成プラン 2013」における総合型クラブ育成の「基本理念」と「基本方針」の提示に至る経緯 (総合型地域スポーツクラブ育成プラン 2013 より)

#### 1. 総合型地域スポーツクラブ育成の現状と課題

##### (1) これまでの取り組み

我が国における「総合型地域スポーツクラブ」の構想は、平成 6 (1994) 年にスポーツ議員連盟プロジェクトチームから発表された「スポーツ振興政策 (スポーツの構造改革—生活に潤い、メダルに挑戦)」において、誰もが参加できる地域スポーツクラブを、中学校区程度を単位として全国 1 万カ所程度に設置する旨が盛り込まれており、翌平成 7 (1995) 年から文部省 (現「文部科学省」) が「総合型地域スポーツクラブ育成モデル事業」をスタートさせたことから本格的に始まったといえる。

本会の取り組みについては、「スポーツ少年団を核とした総合型クラブの育成モデル事業」を平成 9 (1997) 年度から平成 13 (2001) 年度まで実施したことに始まり、都道府県体育・スポーツ協会や、国 (文部科学省) 及び日本スポーツ振興センター (以下「JSC」という。) とともに連携しながら、これまで主に次の事業を行ってきた。

##### ① スポーツ少年団を核とした総合型クラブの育成モデル事業

[平成 9 (1997) 年度～平成 13 (2001) 年度まで]

地域を基盤に青少年の健全育成を目的とした「スポーツ少年団」の育成を昭和 37 年から継続して行ってきた実績や経験を基軸として、これを発展的に、その対象者を幼児から高齢者まで広げ、誰もがスポーツを楽しみ、参加できる環境の整備等を目的に、既存の「スポーツ少年団」を核として地域住民が一体となった総合型クラブのモデルクラブを育成した。

##### ② 中央研究班による調査研究活動 [平成 9 (1997) 年度～平成 15 (2003) 年度まで]

平成 9 年度から同 13 年度まで実施した「スポーツ少年団を核とした総合型クラブの育成モデル事業」において、その組織化への取り組み等を整理するとともに、ノウハウを集約し「総合型クラブ育成推進事業 (文部科学省委託事業)」に提供した。また、本会が実施する生涯スポーツ推進事業、とりわけスポーツ少年団を核とした総合型クラブ育成の施策策定に際しての基礎資料となる各種の調査研究活動を行った。

##### ③ 総合型クラブの創設・自立支援 [平成 14 (2002) 年度～現在まで]

本会では、総合型クラブの創設・自立を支援するため、国からの委託事業及び JSC からの助成金を

受け、以下の事業を展開した。

総合型クラブを創設するまでの支援を目的として、平成 24 年度までに合計 1,405 の創設準備中団体に対して「総合型地域スポーツクラブ創設支援事業」「総合型地域スポーツクラブ育成推進事業における『育成指定クラブ委託事業』」を行ってきた。

また、総合型クラブを創設した後、自立するまでの支援を目的として、平成 24 年度までに合計 671 の総合型クラブに対して助成（「総合型地域スポーツクラブ活動支援事業」「総合型地域スポーツクラブ自立（クラブマネージャー設置を含む）支援事業」）を行ってきた。

#### ④ クラブ育成アドバイザーの養成・派遣 [平成 16 (2004) 年度～現在まで]

各都道府県において、総合型クラブの創設やその活動及び運営全般について指導・助言を行うことを目的に、文部科学省委託事業として、都道府県体育・スポーツ協会に「クラブ育成アドバイザー」を配置し、創設準備中団体への巡回・指導を行ってきた。また、クラブ育成アドバイザーの資質向上を目的とした「クラブ育成アドバイザーミーティング」を開催し、継続的な研鑽体制を整えてきた。

なお、平成 25 年度からは、「スポーツ振興くじ助成事業（以下「toto 助成」という。）」として、総合型クラブの創設から自立・活動までを一体的にアドバイスできる「クラブアドバイザー」を都道府県体育・スポーツ協会に配置することとなった。

#### ⑤ ブロック別クラブミーティングの開催 [平成 16 (2004) 年度～現在まで]

全国 9 ブロックにおいて、当該ブロック内の総合型クラブ関係者が一堂に会し、本会が実施する総合型クラブ育成事業の趣旨・目的の周知徹底を図るとともに、先進クラブ関係者からの情報提供等により、創設準備中団体や創設後のクラブ関係者が抱える諸課題を明らかにし、課題解決の糸口を探るための情報の共有化とクラブ育成・支援のためのネットワークの強化を図ることを目的に、文部科学省委託事業として、講義・事例発表・ディスカッションを中心とした研修会を行ってきた。また、このクラブミーティングを通じて、ブロック内クラブ間交流並びに各都道府県総合型クラブ連絡協議会間の連携・協力体制を促進してきた。

なお、平成 25 年度からは、「toto 助成」により「ブロック別クラブネットワークアクション」として開催することとなった。

#### ⑥ 総合型クラブ関係者に向けた各種情報提供 [平成 16 (2004) 年度～現在まで]

総合型クラブ関係者及び総合型クラブの創設を検討している関係者を対象に、文部科学省委託事業（平成 25 年度からは「toto 助成」）として、総合型クラブの創設・運営方法や有用となる最新の情報・ノウハウ等について、ウェブサイト（本会ホームページ内「SC ステーション」他）及びメールマガジン等を通じて提供してきた。

平成 25 年 7 月 22 日現在において、メールマガジンを通算 126 号発信し、その登録アドレス数は 4,806 となっている。また、本会ホームページ内に設置した「SC ステーション（Q&A 形式による事例集）」には、275 の事例を掲載している。

#### ⑦ 総合型クラブ育成推進フォーラムの開催 [平成 18 (2006) 年度～平成 22 (2010) 年度まで]

総合型クラブの育成を全国的に推進していくため、未設置市区町村とその近隣市区町村の地域住民

等を対象に、クラブの意義・役割等の啓発及び理解促進を図るとともに、創設への気運を高めるためのフォーラムを文部科学省委託事業として全国計 82 会場で開催してきた。また、当該地域における総合型クラブ創設の気運醸成をより一層図るため、当該地域の地元新聞においてフォーラムの報告記事を掲載し、認知度の向上にも努めてきた。

#### ⑧ 公認スポーツ指導者（クラブマネジメント資格）の養成 [平成 18（2006）年度～現在まで]

総合型クラブ等において、会員が快適で充実したスポーツライフ（クラブライフ）を送ることができるよう、本会公認指導者資格として「クラブマネジャー」及び「アシスタントマネジャー」資格を設け、クラブ等の管理運営に必要なマネジメント能力を有する人材を養成してきた。平成 24 年 10 月現在、「クラブマネジャー」289 名、「アシスタントマネジャー」4,155 名がそれぞれ登録している状況にある。

#### ⑨ 総合型地域スポーツクラブ全国協議会（SC 全国ネットワーク）の組織化及び運営

[平成 20（2008）年度～現在まで]

総合型クラブの全国展開を推進し、我が国において総合型クラブをより定着・発展させるため、各総合型クラブにおける活動のノウハウや抱える諸課題を全国的に共有し、課題解決に向けて協議する場を定期的・継続的に構築することを目的として、平成 21 年 2 月に「総合型地域スポーツクラブ全国協議会（SC 全国ネットワーク）」を本会組織内に設立した。そして、SC 全国ネットワークは、組織の全国展開を推進していくため、各都道府県に総合型クラブ連絡協議会の設立に努めてきた。当初、14 道府県でのみ設立されていた総合型クラブ連絡協議会は、その後、順次整備が進められ、平成 23 年 11 月には全 47 都道府県に同連絡協議会が組織化された。このことにより、全国的なネットワークの体制が確立された。

SC 全国ネットワークは、47 都道府県総合型クラブ連絡協議会と連携し、①我が国における総合型クラブ間の全国的なネットワークの構築、②総合型クラブ間の情報交換及び交流の機会等を設け、各クラブの自立を促進する、③総合型クラブの社会的認知度のさらなる向上を図り、総合型クラブの意義や役割に関する広報活動を推進することなどを主な目的として活動を行っている。平成 24 年 12 月末時点で SC 全国ネットワークへは、全国 47 都道府県から 2,778 の総合型クラブが加入するに至っている。

#### ⑩ クラブマネジメント指導者海外研修事業 [平成 21（2009）年度～現在まで]

我が国において総合型クラブの運営を中心的に担っている「クラブマネジャー」等を対象に、その資質向上と活動促進を図るため、「toto 助成」として、海外の地域スポーツクラブ先進国（ドイツ）への派遣を行ってきた。平成 24 年度までに計 60 名を派遣し、訪独したクラブマネジャー等は、ドイツにおける地域スポーツクラブ発展の歴史や意義、運営のノウハウ等の研修に努め、その後の総合型クラブの運営等に役立ててきた。

#### ⑪ リスクマネジメント研修会事業 [平成 21（2009）年度～現在まで]

総合型クラブの運営に求められる事故やけがに対するリスクマネジメントについて、法律の側面から理解し、スポーツの現場等における不幸な事故やけがを未然に回避する意識の啓発を目的に、スポ

一ツ安全協会助成事業として、総合型クラブ関係者を対象に、平成 24 年度までに計 39 会場において合計 819 クラブ (2,172 人) に対して、講義及び実習を通じた研修を行ってきた。

以上の他にも、都道府県体育・スポーツ協会に対し、当該都道府県内におけるクラブマネージャー研修会や、総合型クラブ創設に向けた啓発活動等に関する事業を委託実施するなど、総合型クラブの育成・支援に係る各種の事業を展開してきた。

このような住民主体によって地域スポーツの推進を図ろうとする「新たな試み」に対して、本会がこれまで取り組んできた 16 年間においては、地域スポーツクラブに携わる現場の関係者をはじめ、海外の地域スポーツクラブ先進国に関する研究者や、我が国の地域スポーツに関する研究者等の有識者も交えた幅広い関係各位の知識と経験をもとに、本会加盟都道府県体育・スポーツ協会をはじめとする全国のスポーツ関係機関・団体によるご理解・ご協力を仰ぎ、様々な試行錯誤を繰り返しながら、総合型クラブの育成・普及を目的とした各種の事業に真摯に取り組んできた。

これらの取り組みの結果、特に次のような成果が得られた。

#### < 我が国における総合型クラブの創設状況 >

当初、我が国における総合型クラブの育成・普及にあたっては、ヨーロッパの地域スポーツクラブをモデルとして、「多種目」「多世代」「多志向」といった形態的特徴を掲げてその創設を推進してきた。それまでの我が国では「総合型クラブ」という概念が、一部の研究者を除き、ほとんど認知されていなかったこともあり、この 3 つのキーワードを掲げた育成方針によって我が国における総合型クラブの概念を共有することが可能となり、その育成・普及に有効に機能してきた。

そして、平成 24 (2012) 年 7 月 1 日現在 (文部科学省調査/同年 8 月公表)、我が国の総合型クラブの育成数が 3,396 を数えるとともに、全国の各市区町村において少なくとも 1 つは総合型クラブを育成している割合が 78.2%にまで至っている。このように、この 16 年の間に年間平均 200 以上のペースで、我が国に 3,000 を超える総合型クラブが創設されたことは、国をはじめとする各地方行政機関はもとより、都道府県体育・スポーツ協会や各地域のスポーツ関係者一同によるこれまでの取り組みの成果である。

#### < 総合型クラブ創設の社会的効果に関する調査・研究結果 >

総合型クラブの創設に伴う社会的な効果については、文部科学省の委託調査として、株式会社三菱総合研究所が平成 22 (2010) 年 3 月に取りまとめた「総合型地域スポーツクラブの設立効果に関する調査研究報告書」において、総合型クラブの「会員」、「周辺住民 (非会員)」及び「未設置自治体の住民」に関する調査・分析を行った。その中で総合型クラブの会員とそれ以外の住民を比較した調査では、「地域への愛着」に関する設問にあたり、総合型クラブの非会員 (スポーツクラブ等への加入経験無し/n=2,072) が「愛着を感じている」と回答した割合が 55.3%であったことに対して、クラブの会員 (n=2,667) は「愛着を感じている」と回答している割合が 79.0%に上っている (同調査研究報告書/P.150)。また、その他の設問項目 (「住んでいる地域の住みやすさ」「地域での近所づきあい」「学校や職場での交流」「ボランティア活動への参加」) においても、総合型クラブの会員は、非会員に比して、「良好な関係」である旨の回答が多い結果となっていることが明らかとなった。

この他、総合型クラブの設立効果については、これまで各種の研究結果が発表されており、その多くは「身体的」「精神的」「社会的」な影響・効果の観点から、質問紙法を用いて回答者の主観評価による調査が行われている。その調査結果・分析によると、総合型クラブの問題点や今後の課題を指摘しつつも、総体的には、総合型クラブの役割・機能について、概ね有効であるという肯定的な評価がなされている状況にある。

このように、総合型クラブの設立効果が検証され、一定の評価が得られていることから、我が国において総合型クラブが果たす役割・機能は大きく、「スポーツ」のみならず「地域づくり」の観点も含めて、今後も継続的に、総合型クラブの創設・発展・拡充に取り組む必要がある。

## (2) 今後の課題

これまでの「総合型クラブ」の育成・普及に係る取り組みは、我が国の新たなスポーツ振興事業として展開されてきており、前述のように一定の成果を得ることができたといえる。しかし、今後の「総合型クラブ」の育成・普及をめぐる課題をあげることができる。

### ① 活動基盤をめぐる課題

平成 24 (2012) 年に SC 全国ネットワークが行った総合型クラブの実態に関するアンケート調査 (配布 : 3,020、回収 : 1,722、回収率 : 57.0%) の結果 (平成 24 年 6 月公表) では、「活動年数 (n=1,722)」10 年以下の総合型クラブが 89.5%、「会員数 (n=1,722)」200 人以下の小規模総合型クラブが 51.5%、「年間予算規模 (n=1,722)」が 300 万円未満は 52.1%、「自己財源 (会費収入、参加料等事業収入) / (n=1,722)」比率 50%以下が 54.5%、同比率 71%以上は 30.6%、といった状況が明らかになっている。なお、「年間予算規模」「自己財源比率」については、平成 24 (2012) 年 12 月公表の文部科学省調査「総合型地域スポーツクラブに関する実態調査結果概要」(配布 : 3,048、回収 : 2,712、回収率 : 89.0%) においても、ほぼ同様の結果となっている。

本来、会員数や予算規模については、総合型クラブにおける活動の充実度と一概に比例するものではないといえる。大規模であっても様々な問題を抱えている総合型クラブもあれば、小規模ながらも何年にもわたって充実した活動を続けているクラブもある。

しかしながら、総合型クラブが公益性を高め、社会から必要不可欠な存在となっていくためには、多くの地域住民の参入を図りながら、協働し充実した活動が行われることが望まれる。また、「活動年数」が 10 年以下である総合型クラブが 89.5%に上ったこと、そして、会員数が 200 人以下の小規模総合型クラブが 51.5%であることから、現段階では、発展途上にある総合型クラブが大半を占める状況であると考えられる。したがって、我が国において、地域に根差した総合型のクラブ文化が定着するまでの間は、総合型クラブ自身による自助努力はもとより、今後、本会や SC 全国ネットワークをはじめとする関係機関・団体による様々な対応や働きかけを行う必要がある。

### ② 財政的自立をめぐる課題

上記の SC 全国ネットワークの調査結果から、JSC の「toto 助成」による財政支援を受けている総合型クラブ (n=658) の回答のみを抽出し、「自己財源 (会費収入、参加料等事業収入)」比率とのクロ



ス集計（未公表）を行ったところ、同比率 50%以下が 83.9%であり、さらに同比率 30%以下については 60.9%の状況であることが判明した。一般的に NPO 法人における財務的な自立の目安は自己財源比率が 70%以上とされているが、今回のクロス集計から、「toto 助成」による財政支援を受けている総合型クラブにおいて、自己財源比率が 71%を超えているクラブはわずか 6.7%に過ぎなかった。

また、「toto 助成」による財政支援終了後の財源調達のための対応策に関する設問（複数回答あり／n=701）に対しては、「会員の増加を目指す」を選択したクラブが 77.9%（546 クラブ）、「会費・参加料の値上げ」が 42.1%（295 クラブ）、「指定管理業務の受託」が 35.5%（249 クラブ）、といった前向きな回答があったものの、一方では、「クラブ規模の縮小」を選択したクラブが 13.6%（95 クラブ）、「クラブの存続を再考」が 13.3%（93 クラブ）、「(toto 助成終了後の財源調達については) 計画していない」が 2.4%（17 クラブ）、という消極的な姿勢ともとれる回答も見受けられる結果となった。

「toto 助成」による財政支援について、本会では、当初より助成期間の上限（年限）が設けられていることから、本来、総合型クラブの創設から財務的な自立に至るまでの見通しとともに、長期的なビジョン及び運営計画を立てた上で助成金を申請し、自立・自律に向けた活動を行うことが不可欠であるという認識を持っていた。しかし、今回の調査結果からは、助成期間終了後を見据えた活動をしていない総合型クラブがかなり存在していることが明らかになった。したがって、「toto 助成」の終了後を見据えて、自立・自律が図られるような具体的な働きかけが必要である。

### ③ 支援の体制・方法をめぐる課題

上記のような実態については、総合型クラブ自身の取り組みにのみ起因する問題だとは言いきれない状況もある。これまでの、本会をはじめとする我が国における総合型クラブの育成・普及等に関する様々な取り組みが、「まずは総合型クラブの創設数を増やす」ことに重点を置いて進められてきた感は否めず、ここにその要因の一端があったのではないかと思われる。つまり、総合型クラブに対する各種の助成終了後を見据えた活動及び予算編成の重要性の周知徹底が不足していた点など、創設後の運営に関するフォローアップ体制や、活動環境の整備に関する指導・助言が不十分であったことも影響して、このような調査結果が生じているとも考えられる。

したがって、総合型クラブの創設後も十分に見据えた育成・支援の体制を整えることが必要である。

### ④ 目指すべき総合型クラブの姿（イメージ）の共有化をめぐる課題

中央企画班において、平成 22（2010）年度末に総合型クラブを取り巻く現状の諸課題や問題点を取りまとめた際に、併せて「これまで目指すべきクラブのイメージの整理が十分なされてこなかったため、今後はその具体的なイメージを明らかにすることが喫緊の課題」であることが付記されている。

これまで、総合型クラブの育成に関しては、様々な取り組み方法を模索しつつ試行錯誤を繰り返しながら取り進めてきたが、特に「形態的特徴（多様目・多世代・多志向）の具備」に重点を置いてきた。そして、総合型クラブの「目指すべき姿」については、「身近なスポーツ環境を整える、地域づくりに貢献する」などといった関係者間での漠とした共通イメージはあったものの、そのイメージを明確化し、関係者間で共有した総合型クラブ育成の目標として提示するまでには至っていなかった。

総合型クラブ育成事業の推進には、本会をはじめ国や地方公共団体等の関係機関・団体との連携が非常に重要である。この連携に係る関係機関・団体からの理解・協力を得るためにも、本会における総合型クラブ育成の基本的な考え方・方向性を明示し、目指すべき姿を広く共有することが求められる。

このように、総合型クラブの育成をめぐるには、様々な課題が顕在化している。しかし、これまでの「学校体育」と「企業スポーツ」を中心とした我が国のスポーツ環境から、地域において住民が主体的に参画するというスポーツ環境への転換を目指した総合型クラブの育成・普及並びに定着に係る取り組みを、我が国におけるスポーツ環境の変革に係る「草創期（総合型クラブ普及の推進）」と捉えれば、今後、一段階高次の「充実・発展期（総合型クラブ定着・拡充の推進）」へと進めるための取り組みが求められることとなる。そのためには、「総合型クラブ」を取り巻く環境全般に対して前向きで建設的な検証・反省により真摯に向き合った上で、さらに実効性のある方策の策定と具体的なアクションプランの推進が必要となる。

## 2. 今後の総合型地域スポーツクラブ育成の基本的な考え方

### (1) 我が国のスポーツ界をめぐる動向

< 本会におけるこれからのスポーツ推進の方向性 >

#### ① スポーツ振興方策の策定・改訂

本会は、平成 13（2001）年に「21 世紀の国民スポーツ振興方策」（以下「スポーツ振興 2001」という。）を策定した。そこでは、本会が目指す「21 世紀の国民スポーツ振興」の基本理念として、国民の一人ひとりが、豊かで活力のある「生活／暮らし」を目指し、生涯を通じたライフステージにおいて、自己の能力・適性、興味・関心等に応じ、主体的にスポーツ文化を豊かに享受することのできるスポーツライフスタイルを構築していくという社会、いわゆる「生涯スポーツ社会」の実現を掲げて各種事業を展開してきた。その後も、社会情勢の変化に適宜対応しながら、平成 20（2008）年にはその改訂版（以下「スポーツ振興 2008」という。）を策定するなど、「スポーツ振興 2001」の達成状況の確認と評価を行うとともに、取り組むべき新たな方策を提示してきた。

これらの方策において、総合型クラブの育成については、主に次のような事業推進の方向性が示された。

- クラブの創設推進に関して、スポーツ少年団を核とするなど多様な形態による総合型クラブの創設に取り組む
- クラブ創設のための人的支援に関して、クラブ育成アドバイザーの配置を促進する
- クラブの創設及び自立のための財政支援について、関係機関・団体に要請する
- 各クラブ間の連携体制を構築するため、全国単位のネットワークを組織化する

#### ② 「スポーツ宣言日本」の公表

本会の創立 100 周年という節目にあたる平成 23（2011）年 7 月には、「スポーツ宣言日本～21 世紀におけるスポーツの使命～」(以下「スポーツ宣言日本」という。)を公表した。この「スポーツ宣言日本」は、明治 44（1911）年に本会創立の趣意書を起草した嘉納治五郎初代会長の志を受け継ぎ、来るべき 22 世紀のスポーツを展望する「誇れる未来に 新たな一歩」を踏み出すために、21 世紀のスポーツのあり方と本会をはじめとしたスポーツ界が果たすべき使命を謳ったものである。

この「スポーツ宣言日本」では、スポーツが「自発的な運動の楽しみ」を基調とする人類共通の文化であるとした上で、スポーツが極めて大きな社会的影響力を持つとともに、人々の生活における課題

とグローバルな課題に共通する課題の解決に向かう力を合わせ持つことを踏まえて、21世紀における新しいスポーツの使命を、スポーツにかかわりの深い次の3つのグローバル課題に集約している。

- 「公正で福祉豊かな地域生活」の創造への寄与
- 「環境と共生の時代を生きるライフスタイル」の創造への寄与
- 「平和と友好に満ちた世界」の構築への寄与

### ③ スポーツ推進方策の策定

本会では、この「スポーツ宣言日本」に掲げられた3つのグローバル課題を踏まえ、平成25(2013)年6月に「スポーツ振興2008」を改訂し、新たに「21世紀のスポーツ推進方策2013」(以下「スポーツ推進2013」という。)を策定したところである。

これまでの「スポーツ振興2001」及び「スポーツ振興2008」では、国民一人ひとりの人生やライフスタイルに着目したスポーツ振興、いわゆる「生涯スポーツ社会の実現」を基本理念として掲げてきたが、「スポーツ宣言日本」では、この「生涯スポーツ社会の実現」への取り組みに加えて、「人間とスポーツとのかかわり」とともに、スポーツが果たすべき社会的使命が示されるなど、「スポーツと社会とのかかわり」がより重要視されている。

「スポーツ推進2013」では、この「スポーツ宣言日本」で提示された考え方を踏まえ、これまでの「生涯スポーツ社会の実現」という理念を包含し、さらに一歩進めた理念として、国民の一人ひとりがスポーツ文化を豊かに享受することを通して、スポーツが主体的に望ましい社会の実現に貢献するという「スポーツ立国の実現」を新たな基本理念として掲げた。このことから、今後、本会では、「スポーツ宣言日本」に掲げられた3つのグローバル課題に対応した取り組みが求められる中で、「スポーツ立国の実現」を目指し、総合型クラブの育成をはじめとする各種事業を推進していくこととしている。とりわけ総合型クラブの育成に関しては、地域社会との関連で、「公正で福祉豊かな地域生活」の創造に寄与すると謳われているグローバル課題との関係を重視していく必要がある。このことは、「スポーツ推進2013」において、「人と人との絆を培う」スポーツが「共に地域に生きる喜びを広げ、地域生活を豊かで味わい深いものにする」可能性を有していることを認識し、「遍(あまね)く人々がこうしたスポーツを差別なく享受し得るよう努める」として、より具体的に明記されている。

さらに、本会の新たな基本理念として掲げたスポーツ立国のイメージ像においては、特に「誰もが容易にスポーツに参加できる環境が整い、スポーツを核とした新しい地域社会(コミュニティ)が構築されている状況」、「スポーツを通して自然環境への配慮がなされるなど、環境との共生をベースとする持続可能な社会の構築が志向されている状況」などが示されている。

今後は、これらの考え方や方向性を十分踏まえながら、総合型クラブの育成を取り進めることが求められている。

#### < 国におけるスポーツ政策の新たな方向性 >

文部科学省では、平成23(2011)年に、これまでの「スポーツ振興法」を全面的に改正した「スポーツ基本法」を公布・施行するとともに、平成24(2012)年3月には、今後10年間程度を見通した国のスポーツ推進に関する基本方針及び施策を明記した「スポーツ基本計画」を策定した。

「スポーツ基本法」の第21条では、「国及び地方公共団体は、(中略)地域スポーツクラブが行う地域におけるスポーツ振興のための事業への支援(中略)その他の必要な施策を講ずるよう努めなければ

ばならない」とされており、また、「スポーツ基本計画」においては、政策目標として「住民が主体的に参画する地域のスポーツ環境を整備するため、総合型地域スポーツクラブの育成（中略）を図る」ことが明記されている。さらに、同基本計画における「コミュニティの中心となる地域スポーツクラブの育成・推進」施策等において、各地域の総合型クラブの活動を通して、地域コミュニティの再生・活性化や地域の絆づくりなど、総合型クラブがコミュニティの核となることが期待されている。

この他、内閣府では、平成22（2010）年に『新しい公共』宣言を公表し、その冒頭で「人々の支え合いと活気ある社会。それをつくることに向けたさまざまな当事者の自発的な協働の場が『新しい公共』である」と定義した上で、その具体的なイメージの事例として「総合型クラブ」に期待する社会的機能をあげている。

これに関連して、この「新しい公共」の考え方を提案した会議（「新しい公共」円卓会議）で座長を務めた金子郁容氏は、同宣言を実現するための条件として、住民間の関係性を変化させる「社会イノベーション\*1」と、官（行政）の持っている資源権限を民（住民）に開く「政策イノベーション\*2」が必要であると提言している。

このように、スポーツ行政を所管している文部科学省のみならず、内閣の重要施策を司る内閣府においても総合型クラブに強く着目しており、社会的な要望として、地域スポーツの推進を担うことにとどまらず、地域づくりの観点からも、総合型クラブに対する期待が高まっているといえる。

特に金子郁容氏の考え方を総合型クラブ育成との関連でいえば、「社会イノベーション」としての、総合型クラブ自身による地域住民と一体となった積極的な取り組みと、「政策イノベーション」として、国及び地方公共団体と本会をはじめとする関係団体による各種支援との二軸による取り組みが求められることとなる。この二軸によって、総合型クラブ育成の取り組みを効果的に機能させるためには、「総合型クラブの目指すべき姿」を掲げ、各種取り組みにおける全体の方向性を同一に整えることが重要である。このことにより、二軸による相互補完の双方向の取り組みや、その取り組みによる相乗効果を効率的に生じさせることが期待できる。

本会においては、これら我が国のスポーツ界を取り巻く状況を踏まえながら、改めて、国民スポーツの統一組織としての立場から、総合型クラブの育成にあたって目指すべき姿「総合型地域スポーツクラブ育成の基本理念」を明確に示し、それに向けた一体的かつ総合的な取り組みを推進することが重要かつ不可欠な状況になってきた。

備考：

\*1：社会イノベーション

社会イノベーションとは、国民側が行政や企業だけに各種サービスの提供を任せるのではなく、「無関心を関心に」「対立を協力を」という社会関係の自発的な変化をもたらすために、国民側が自分たちで工夫し、地域組織、行政、企業などが互いに既得権を捨てた上で一緒になって、望ましい社会変革を起こすことである。（金子郁容「新しい公共」円卓会議座長，2012に加筆修正）

\*2：政策イノベーション

「新しい公共」宣言にも述べられているように、政府は「思い切った制度改革や運用方法の見直しなどを通じて、これまで政府が独占してきた領域を『新しい公共』に開き、そのことで国民の選択肢を増

やすことが必要である」という観点から、政府や自治体がこうしたことを実行することで、国民や地域に新しい選択肢を創り出すことを「政策イノベーション」と呼んでいる。(金子郁容「新しい公共」円卓会議座長、2012に加筆修正)

## (2) 総合型地域スポーツクラブ育成の基本理念

従来、我が国においては、本会が標榜する生涯スポーツ社会の実現に向けて、加盟団体を通して基本理念を共有しつつ、それぞれのスポーツ組織(スポーツ種目)が、その特性に応じたスポーツ振興への取り組みを主体的に行ってきた。しかし、これからは、これまでの取り組みを踏まえ、スポーツが「自発的な運動の楽しみを基調とする人類共通の文化」であることを認識し、今後さらにスポーツ文化を我が国に定着させ、「スポーツ立国の実現」を目指すためには、「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利」であることに鑑み、スポーツ種目やスポーツへの関わり方の「違い(隔たり)」を超えて、互いに協働し合うことにより、共通目的の達成に向かっていくことが肝要である。

しかしながら、これまで、各地域におけるスポーツの振興をめぐるのは、①性別・年代別・種目別・目的(志向)別スポーツ実施の「違い(隔たり)」、②スポーツ事業における主体(創り手:運営者)と客体(受け手:参加者)の「違い(隔たり)」、③スポーツ推進に係る取り組みと地域づくりに係る取り組みの「違い(隔たり)」が生じており、必ずしも一体的かつ総合的に推進されてこなかったといえる。

このことから、本会におけるこれからの総合型クラブの育成・支援への取り組みは、このような「違い(隔たり)」に起因し多元化していた地域のスポーツ環境を、「総合型(多種目・多世代・多志向)」へと促すことによって、「理想のクラブ像の共有と自主的な運営」による「地域づくり(コミュニティ)志向」に変革することを基軸に据えた推進が求められることとなる。これは、様々な地域住民同士の自発的な協働の場やその仕組みを創ることによって成り立つものであり、結果的に、スポーツ文化を我が国に根付かせるとともに、行政主導による行政依存の公的サービスから脱却し、地域住民が主体的に地域のスポーツ環境を創造していくという「新しい公共」の形成にも寄与する「社会イノベーション(変革)」として捉えることもできる。

### 総合型地域スポーツクラブ育成の基本理念

上記の状況を踏まえ、今後、本会が推進する総合型クラブ育成の基本的な方向性としては、これまで以上に、地域住民の多様なニーズを包含し、多様な活動が可能となる地域に密着したスポーツクラブを普及・定着させ、現状の「違い(隔たり)」を克服して、身近にスポーツ文化を豊かに享受できる環境を整えることが求められる。

さらに、住民の自発的、主体的、自治的なスポーツの推進と地域づくりの機能を有する総合型クラブの創設・維持・発展・拡充に向けた育成・支援を通して、スポーツによる「ソーシャル・ガバナンス\*3」体制の構築を目指した地域社会の発展に貢献することを認識する必要がある。

このことから、本会が推進するこれからの総合型クラブ育成をめぐるのは、国民の一人ひとりが主体的にスポーツ文化を豊かに享受する場を各地域に創出・提供し、遍(あまね)く人々が差別なくスポーツの恩恵に浴するとともに、住民の連携・協働によって地域の絆を培い、地域社会の発展に寄与していくという「スポーツを核とした豊かな地域コミュニティの創造」を基本理念として新たに提示する

こととした。

この新たな基本理念を念頭においた取り組みは、「スポーツの推進」と「地域づくり」において相乗効果・好循環を生じさせ、スポーツそのものの価値や意義をさらに高めるための大きな役割を果たすことが期待できる。

本会をはじめとする総合型クラブ育成に関わる者は、この新たな基本理念の実現に向けて、総合型クラブ育成に係る具体的な方策・施策の企画・立案を行うとともに、事業の推進に積極的に取り組むことが求められる。

上記の基本理念及びその実現に向けた取り組みは、本会が創立 100 周年の節目に表明した「スポーツ宣言日本」に掲げたグローバル課題の 1 つである「公正で福祉豊かな地域生活」の創造に寄与するとともに、「スポーツ推進 2013」において新たに提示された、国民スポーツ推進の基本理念である「スポーツ立国の実現」に大きく寄与するものである。

備考：

＊ 3：ソーシャル・ガバナンス

地域社会の様々な問題に関して、公的機関と住民組織や民間団体などが協働することによって問題の解決に向かう社会的な装置あるいはメカニズム。

### (3) 総合型地域スポーツクラブ育成の基本方針

「総合型クラブ」の育成は、従来の我が国におけるスポーツ推進に関する「新たな試み」であり、この実現のためには、現状の「変革（イノベーション）」が必要となる。

この「変革（イノベーション）」を提起するためには、これまでの取り組みに対する前向きで建設的な検証・反省を通して、現状の総合型クラブを取り巻く環境全般の諸課題を整理し、「1. (2) ④目指すべき総合型クラブの姿（イメージ）の共有化をめぐる課題」で提示した内容や国の動向を踏まえつつ、総合型クラブの育成に携わるすべての関係者が、「総合型地域スポーツクラブ育成の基本理念」を共有することが重要である。

したがって、これからの総合型クラブの育成については、「スポーツを核とした豊かな地域コミュニティの創造」という基本理念の実現に向けて、本会が関係機関・団体と連携して、総合型クラブの育成を図る上での具体的な方向性や取り組みの視点を明示することが求められている。

このことから、我が国における総合型クラブ育成の取り組みが一体的かつ総合的に推進できるよう、「総合型地域スポーツクラブ育成の基本方針」について、以下に示すこととする。

なお、総合型クラブ以外の単一種目型の地域スポーツクラブ等の育成においても、同様の方針で取り組むことが望まれる。

#### ① 活動のあり方について

各クラブの活動に関する基本的な考え方については、総合型クラブ育成の基本理念に示す「遍（あまね）く人々が差別なくスポーツの恩恵に浴する」ことができるよう、次の点を踏まえることが求められる。

- クラブにおける活動は、プレイヤーズ・ファーストの視点（住民目線）から導き出されること。
- 各々のスポーツ種目（sports）における既定の実施形態（競技形式、競技方法等）に囚われることなく、スポーツの本源的な意義（「SPORT」\*4）をすべての関係者が理解した上で、多様なプログラムを実践していること。
- クラブにおける活動は、クラブ会員（特定の構成員）のみが自己の欲求を充足させる「共益的な活動」にとどまらず、地域づくりまでも視野に入れ、クラブ会員以外の幅広い地域住民の参入を図りつつ、スポーツの「楽しさや喜び」を拡充し普及させる「公益的な活動」であること。
- クラブの活動は非営利であること。（活動の充実を目的とした自己財源確保に係る収益事業の実施は除く）

## ② クラブ組織のあり方について

各クラブの活動組織に関する基本的な考え方については、総合型クラブ育成の基本理念に示す「住民の連携・協働によって地域の絆を培い、地域社会の発展に寄与する」ことができるよう、次の点を踏まえることが求められる。

- 住民が日常的にスポーツを楽しむことができる環境の整備に寄与する組織であること。
- 互いに顔の見える家族や社会とのつながり（人間関係）の中で住民同士が連携・協働することができる組織であること。
- 組織外とのネットワーク構築を日頃から実行し、より開放的で、地域から信頼される組織であること。
- スポーツを文化として捉え、その文化機能（「人」と「人」、「人」と「社会」をつなぐ機能：結果としてのソーシャルキャピタル\*5の醸成機能）を十分に発揮できる可能性を持つ広く開かれた組織であること。
- スポーツそのものが自立・自律した文化であると認識したメンバーを中心に、地域住民の主体的な参画によって推進され永続的な活動が行えるよう、新しい人材を積極的に受け入れ、世代交代を図りながら次世代の育成・継承に係る体制を整えること。
- 多種目・多世代・多志向による活動を目指す組織であること。
- クラブ活動（会員）の対象となる範囲は、地域の実情にもよるものの、地域住民の日常生活圏（概ね中学校区程度）であること。

上記の他、今後、地域住民のニーズを踏まえ、多様な地域スポーツクラブを育成していく観点から、単一種目型（多世代・多志向）の地域スポーツクラブの育成・支援について検討する必要がある。

## ③ 活動財源の確保について

各クラブの活動財源に関する基本的な考え方については、総合型クラブ育成の基本理念に示す「スポーツ文化を豊かに享受する場を各地域に創出・提供する」ことができるよう、次の点を踏まえることが求められる。

- 財政的に自立するために、総合型クラブ内における受益者負担を基本とし、まずもって自主財源の確保（会費、事業収入等）による自主独立に努めること。
- 各クラブが、地域の人々と社会に貢献する意義と役割を社会的に訴求するとともに、ソーシャル

キャピタル醸成機能の促進も含め、地元企業等からの協賛や寄付、指定管理者制度の活用等、外部からの財源確保に係る体制の整備に努めること。

上記の他、総合型クラブが有する「地域づくり」機能に鑑み、スポーツ基本法における前文及び第 21 条の趣旨に基づき、国及び地方公共団体等の関係機関・団体に対して、総合型クラブへの一定の財政支援を継続的に講じるよう要請していく必要がある。

備考：

**\* 4 : スポーツ (SPORT)**

スポーツとは、プレイの性格を有し、自己とのあるいは他者との、または自然とのたたかいを含むところの、いかなる身体活動もスポーツである。また、その活動が、競争を含むものである場合には、常にスポーツマンシップに則って行わなければならない。フェアプレイの理想を欠いては真のスポーツはあり得ない。

International Council of Sport and Physical Education 「Declaration on Sport」(国際スポーツ・体育協議会；「スポーツ宣言 (1964 年)」) より

**\* 5 : ソーシャル・キャピタル**

社会関係資本と訳される。地域のつながりや人間関係などのこと。



## 「育成プラン 2013」策定時以降の総合型クラブをめぐる課題状況

「育成プラン 2018」の策定にあたり、総合型クラブをめぐる課題状況※について現状と「育成プラン 2013」策定時との対比をしたところ、一部の項目においては改善がみられたものの、その多くは引き続き解決に向けて取り組まなければならない状況にあるといえる。

※文部科学省及びスポーツ庁「総合型地域スポーツクラブに関する実態調査結果」

### (1) クラブの現在の課題（上位5つ）

No	25 年度		27 年度※	
1	会員の確保（増大）	74.7%	会員の確保（増大）	76.1%
2	財源の確保	65.5%	財源の確保	69.1%
3	指導者の確保（養成）	62.6%	指導者の確保（養成）	65.3%
4	会員の世代の拡大	44.2%	会員の世代の拡大	48.8%
5	活動拠点施設の確保（維持）	35.2%	活動拠点施設の確保（維持）	35.7%

※28年度は回答の選択肢が27年度以前のものから変更された

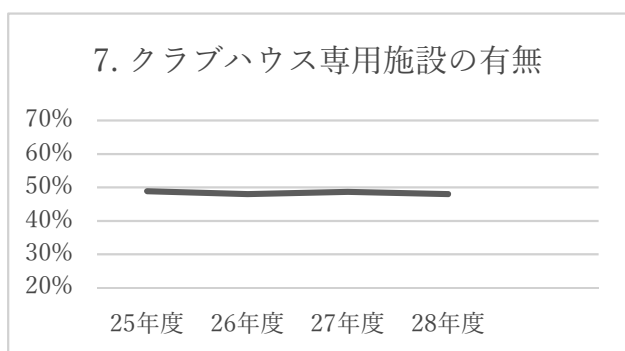
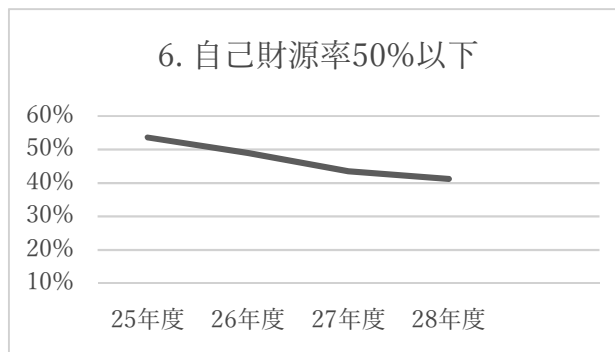
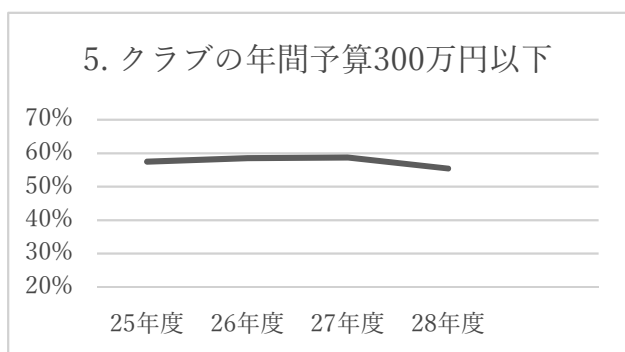
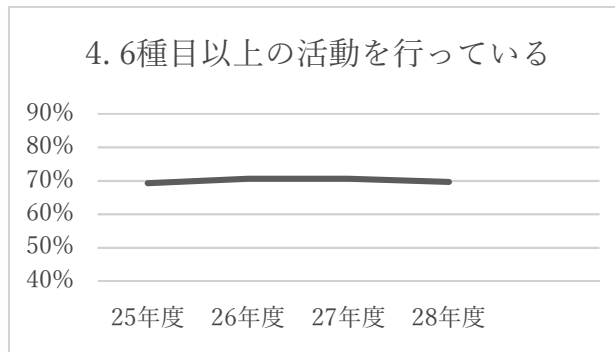
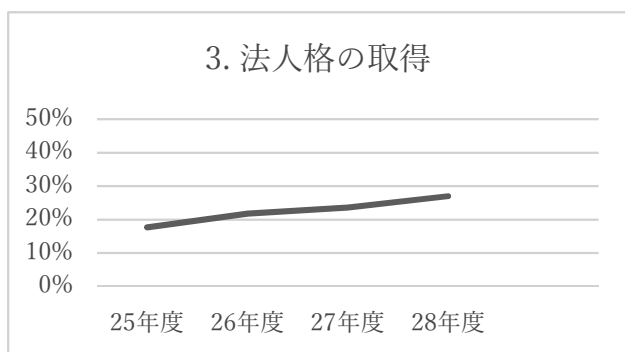
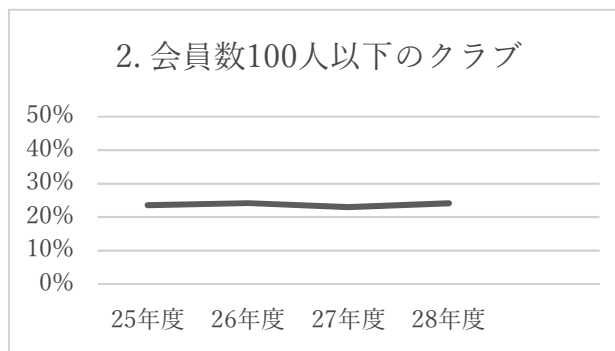
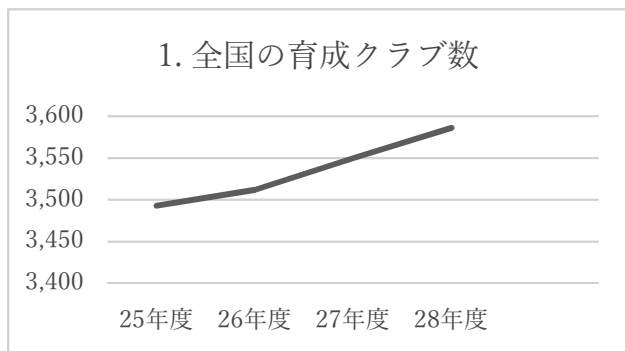
### (2) 総合型クラブに関する実態調査推移表

（文部科学省及びスポーツ庁「総合型地域スポーツクラブに関する実態調査結果」より作成）

No	項目	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
1	全国の育成クラブ数	3,493	3,512	3,550	3,586
2	会員数 100 人以下のクラブ	23.6%	24.2%	23.0%	24.1%
3	法人格の取得	17.7%	21.8%	23.6%	27.0%
4	6 種目以上の活動を行っている	69.3%	70.6%	70.6%	69.7%
5	クラブの年間予算 300 万円以下	57.5%	58.5%	58.7%	55.4%
6	自己財源率 50%以下※	53.6%	48.9%	43.5%	41.2%
7	クラブハウス専用施設の有無	48.9%	48.0%	48.7%	48.0%

※「自己財源率」とは。自己財源を「会費・事業費・委託費」とし、これらが全体収入に占める割合をいう。

総合型クラブに関する実態調査推移 グラフ



## 各総合型地域スポーツクラブの取組に係る補足説明

### 1. P.9「3. (3) 1) 住民が参画する運営体制の整備」に係る補足説明

#### <法人格を有さないリスク・デメリット>

各総合型クラブにおいては、法人格取得に伴う業務負担の増大が懸念されるものの、その一方で、法人格を有さないリスク・デメリットも認識しておかなくてはならない。

法人格を有していない団体は、法的に認められた組織ではなく、「任意の団体」として扱われるため、以下に示すような様々な制約を受ける場合があることを認識する必要がある。

#### ① 事故発生等のトラブルに関する責任を負う問題

○ 事故等が発生し訴訟問題に進展する等のトラブルが生じた場合、「総合型クラブ」組織として責任を負うことができない。つまり、総合型クラブの代表者「個人」や指導者「個人」が責任を負わなければならないこととなる（但し、クラブの運営形態により異なる）。

#### ② 契約主体の問題

○ 法律上は「総合型クラブ」組織として資産を所有することができないため、クラブの資産等を管理する場合は、「個人」名義で管理せざるを得ず、各種契約を取り交わす際や金融機関の口座開設等にあたり、総合型クラブの代表者や会計担当者「個人」の名義のもとに手続きを行うこととなる。そのため、例えば以下の状況などが想定される。

##### <例①>

仮に、契約等名義人が不慮の事故等により亡くなった場合、法律上、当該契約等の内容は名義人の法定相続人に引き継がれることとなるため、このことに伴うトラブルの発生が考えられる。また、トラブルに至らなかった場合でも諸手続きの問題・煩雑さ等は少なからず生じる。

##### <例②>

「総合型クラブ」組織として取り交わす各種契約等の名義人（クラブの代表者等）に、クラブとは無関係の個人的な事情による債務が発生した場合、当該名義人の個人的な債務処理のために、同名義で契約・所有している「総合型クラブ」組織としての資産（金銭、車両、土地、建物等）が債権者に差し押さえられる可能性がある。

##### <例③>

総合型クラブがクラブマネージャー等のスタッフを雇用した場合には、労働基準法や民法をはじめとする様々な法律の適用を受けることに伴い、法に基づき、総合型クラブの代表者「個人」が「雇用主」としての責任を負うこととなる。

#### ③ 社会的信頼性の問題

○ 個人の集合体である「任意の団体」は、法的に認められた「組織」ではないため、社会的な位置付けが明確ではない。このため、教育機関を含む行政との協働の際に、様々なデメリットが生じる可能性がある。学校体育施設の委託管理を受ける場合や、指定管理者制度の活用等、行政機関と協働していく場合には、当該機関としても対外的に相応の説明責任が伴うため、法人格の有無が事業受託等において影響を及ぼすことがある。

## 2. P.10「3.(3)2) 安定的な活動拠点の確保」に係る補足説明

### ＜ 指定管理者制度の活用に係る留意事項 ＞

「指定管理者制度」とは、地方公共団体が所管する公のスポーツ専用施設等について、NPOや民間事業会社を含む法人、その他の団体が、当該施設の管理・運営を行うことができる制度である。

この制度を活用して、総合型クラブが「指定管理者」となった場合には、スポーツ専用施設としての活動拠点を確保できることとなるため、様々な事業展開の可能性が高まる。

また、安定的な活動拠点の確保のみならず、業務を請け負う対価として一定の収入（管理運営費等）を得ることができる。この点においては、財源の確保が困難な総合型クラブが多い中で、財政的な自立という面で大きな利点となる。

文部科学省が毎年実施している総合型クラブの育成状況に関する調査においては、「創設済みクラブ数」が3,586あるうち、指定管理者に指定されている総合型クラブが196あり、その割合は約5.4%ながらも、この制度を活用している実績（平成28年7月1日現在）がある。

しかし、その一方で、この制度の趣旨として、本来的には、民間に蓄積された経営ノウハウ等を活用した「行政支出の削減」「施設の効率的・効果的な活用」「施設利用者へのサービスの充実」等の観点から設けられた制度であることに十分留意する必要がある。

地方公共団体では、当該地域の条例等によって異なるものの、指定管理者の選定の際には、原則として公募による企画提案方式等により指定先が審査・選定される場合が多い。そのため、指定管理者としての指定期間中においては、財源確保の面でその利点を活かせることとなるが、指定期間を終えた後（更新時）には、改めて、他の団体を含めた公募・選定が行われることとなる。そして、この公募・選定で指定管理者の資格を得ることができなかつた場合には、それまでのクラブ活動の内容を全面的に見直すことが余儀なくされるケースが多い。

また、指定管理者としての指定に伴い、競技施設のみならず、例えば、駐車場や観客席、ロッカールーム、植栽等の附帯設備の管理・運営まで、その責任範囲が多岐にわたるため、かかる業務は決して容易なものではない。この他、公共施設を管理・運営する性質上、公共性・公益性についても求められるため、総合型クラブとしての活動を展開する際にも一定の制約等が働く場合がある。

これらのことに伴い、施設の管理業務に多くの時間と労力を割かねばならなくなり、かえって、総合型クラブ本来の活動に支障を生じさせることも懸念される。

指定管理者制度の活用は、総合型クラブの活動に欠かせない「場所」と「財源」を、一定程度確保できる利点がある一方、上記のリスクが伴う点を十分に認識する必要がある。

### 3. P.11 「3.(3)3) 地域に根差した各種事業の展開」に係る補足説明

#### ＜総合型クラブに求められるスポーツ事業の分類＞

公益的な活動を行う総合型クラブを目指すにあたっては、下図に示すような各種スポーツ事業を展開することが望ましい。

総合型クラブに求められるスポーツ事業の分類			
総合型クラブのスポーツ事業		会員対象事業	非会員対象事業
基本的なスポーツ事業	1.クラブサービス事業	クラブ・サークル活動	—
	2.プログラムサービス事業	スポーツ教室・大会・行事など	
	3.エリアサービス事業	個人や家族などへの施設開放サービス	
	4.イベント観戦サービス事業	競技レベルの高いスポーツイベントをみる機会	
関連的なスポーツ事業	1.情報サービス事業	○ <sup>※1</sup>	△ <sup>※2</sup>
	2.指導者研修事業	○ <sup>※1</sup>	△ <sup>※2</sup>
	3.顕彰・表彰・制度的評価事業	○ <sup>※1</sup>	△ <sup>※2</sup>
	4.経済的支援事業（配分）	クラブ・サークル活動への活動費等	—
	5.施設・設備・用具管理事業（学校施設の管理委託，公共施設の指定管理者）		
交流事業	1.会員交流事業	会員交流・親睦イベント	—
	2.地域交流事業	四季に応じた地域交流行事など	

※1 「○」 … 積極的に実施する / ※2 「△」 … 可能な限り実施することが望ましい

[中西純司、2012を修正]

## 日本スポーツ協会(SC 全国ネットワーク)の取組に係る補足説明

### 1. P.23「4.(3)1 学校施設開放の拡充」に係る補足説明

#### <学校施設の開放に係る各種調査>

##### ① 文部科学省「体育・スポーツ施設現況調査」(平成 27 年度)

文部科学省が、全国の市区町村を対象に実施した同調査によると、平成 27 年 10 月 1 日における我が国の体育・スポーツ施設は 191,356 カ所ある。そのうち、「学校体育・スポーツ施設」は 116,029 カ所(全体の 60.6%)に及び、それに次ぐ「公共スポーツ施設」の 52,719 カ所(全体の 27.6%)、民間スポーツ施設の 14,987 カ所(全体の 7.8%)を大きく上回る。

また、平成 26 年度における学校体育施設の開放状況の実績として、データ数値上は、全国の市区町村(n=1,599)の 95.2%が開放していることとなっている。

##### ② 文部科学省委託調査「総合型地域スポーツクラブの設立効果に関する調査研究報告書」 (株式会社三菱総合研究所 平成 22 年 3 月報告)

文部科学省が株式会社三菱総合研究所に委託した同調査において、総合型クラブを対象にした「施設の利用状況(充足状況)」の調査(n=54)においては、「現状では足りているが、不足する可能性がある」との回答が 25.9%、「不足している」が 22.2%で、合計 48.1%となっている。このことから、調査対象の約半数の総合型クラブが、現状の活動施設に不安・不足を感じていることがうかがえる。

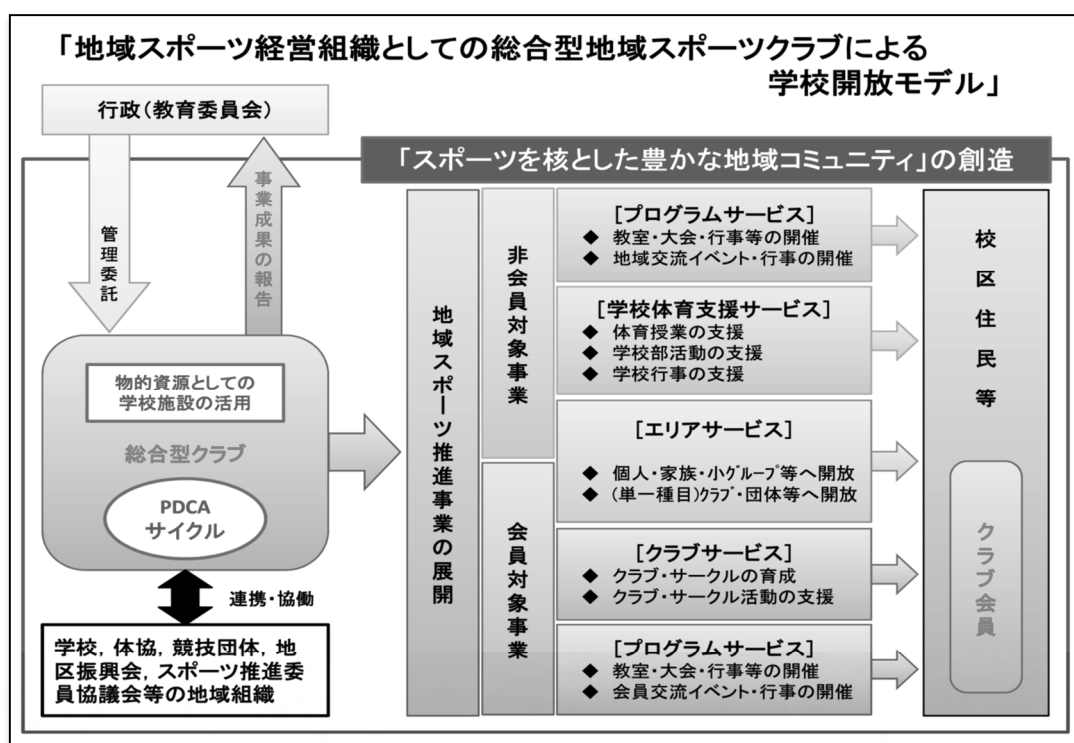
##### ③ SC 全国ネットワーク「総合型地域スポーツクラブ全国協議会に関するアンケート調査結果」 (平成 24 年 6 月公表)

SC 全国ネットワークが全国の加入クラブを対象とした同調査において、「SC 全国ネットワークに何を期待するか」との設問に対する自由記述式の回答内容(原文は非公表)においても、「活動施設の確保」「学校施設の開放」「(学校施設の開放に関する)行政・教育関係者への理解促進」等、「活動施設」に関連する内容が多く見られた。

##### ④ 文部科学省委託事業「持続可能な総合型地域スポーツクラブを目指して」 (公益財団法人日本体育協会 平成 27 年 3 月公表)

本会が SC 全国ネットワーク加入クラブを対象に実施した全国 WEB 調査(n=906)において、「学校施設や公共スポーツ施設等の個人開放を推進すること」の設問に対し、「必ず必要である」との回答が 24.0%、「ある程度必要である」との回答が 53.4%となっている。このことから総合型クラブ運営者が学校施設開放を求めていることがうかがえる。

## ＜総合型クラブ主導型による学校施設の管理イメージ＞



[中西純司、2012 を修正]

## 2. P.25 「4. (4) 1) 社会的認知度の向上」に係る補足説明

### ＜社会的認知度に関する調査結果＞

#### ① 文部科学省委託調査「総合型地域スポーツクラブの設立効果に関する調査研究報告書」 (株式会社三菱総合研究所 平成 22 年 3 月報告)

同調査では、その対象者を、①会員（総合型クラブの会員）、②非会員（総合型クラブ非会員の周辺住民）、③未設置住民（総合型クラブが設置されていない自治体の住民）に分類した調査を行っており、「総合型クラブの認知度」の設問において、「知らない」との回答が②非会員（n=1,646）は 63.2%、③未設置住民（n=921）は 71.1%にも上り、社会的認知度が著しく低い状況であることが明らかになっている。

#### ② SC 全国ネットワーク「総合型地域スポーツクラブ全国協議会に関するアンケート調査結果」 (平成 24 年 6 月公表)

「SC 全国ネットワークに何を期待するか」との設問で「広報・PR 活動」を選択して、「優先順位 1 番目で期待する」と回答（n=1,722）した割合は 10.9%、「同優先順位 2 番目で期待する」と回答した割合は 34.0%、「同優先順位 3 番目で期待する」と回答した割合は 23.0%であり、社会的認知度が低い現状の改善を求めるような回答となっている。

#### ③ (公財)笹川スポーツ財団「スポーツライフ・データ 2012」 (平成 25 年 3 月公表)

一般成人における総合型クラブの認知度は、「よく知っている」と回答した割合は 3.4%、「知っている」と回答した割合は 10.6%、「聞いたことがある」と回答した割合は 17.4%、「知らない」と回答した割合は 68.7%にも上り、社会的認知度が著しく低い状況であることが明らかになっている。

## スポーツ宣言日本 21 世紀におけるスポーツの使命

はじめに

本宣言は、日本のスポーツ 100 周年を記念して、先達の尽力をたたえ、その遺産を継承し、更なる 100 年の発展を願う日本スポーツ界の志を表明するものである。

日本体育協会、日本オリンピック委員会の母体である大日本体育協会は 1911 年に創立され、日本のスポーツは、初めて全国的なまとまりをもつに至った。また、翌年、同協会はアジアで初めての代表選手団をオリンピック競技大会に派遣し、日本のスポーツは国際的にもその地位を確立したのである。

大日本体育協会の創立に際して、創設者嘉納治五郎は、国民体育の振興とオリンピック競技大会参加のための体制整備をその趣意書に表した。本宣言は、この趣意書の志を受け継ぎ、新たな 100 年に向けた 21 世紀スポーツを展望する視点から、それを現代化したものである。

なお、本宣言は、記念事業のスローガンである「誇れる未来にあらたな一歩」を導くために、「日本のスポーツ 100 年 これまでとこれから」をテーマに、福島、京都、広島 の 3 会場で行われたシンポジウムの成果を基に、加盟団体とパブリックコメントに寄せられたスポーツ愛好者等の意見を 21 世紀におけるスポーツの使命に集約し、東京総括シンポジウムにおいて協議、採択したものである。

宣言

スポーツは、自発的な運動の楽しみを基調とする人類共通の文化である。スポーツのこの文化的特性が十分に尊重されるとき、個人的にも社会的にもその豊かな意義と価値を望むことができる。とりわけ、現代社会におけるスポーツは、暮らしの中の楽しみとして、青少年の教育として、人々の交流を促し健康を維持増進するものとして、更には生きがいとして、多くの人々に親しまれている。スポーツは、幸福を追求し健康で文化的な生活を営む上で不可欠なものとなったのである。

既にユネスコは、1978 年の「体育とスポーツに関する国際憲章」において、スポーツが全ての人々の基本的な権利であることを謳っている。しかし、今もなお、様々な理由によりスポーツを享受できない人々が存在する。したがって、遍く人々がスポーツを享受し得るように努めることは、スポーツに携わる者の基本的な使命である。

また、現代社会におけるスポーツは、それ自身が驚異的な発展を遂げたばかりでなく、極めて大きな社会的影響力をもつに至った。今やスポーツは、政治的、経済的、さらに文化的にも、人々の生き方や暮らし方に重要な影響を与えている。したがって、このスポーツの力を、主体的かつ健全に活用することは、スポーツに携わる人々の新しい責務となっている。

この自覚に立って 21 世紀のスポーツを展望するとき、これまでスポーツが果たしてきた役割に加えて、スポーツの発展を人類社会が直面するグローバルな課題の解決に貢献するよう導くことは、まさに日本のスポーツが誇れる未来へ向かう第一歩となる。

このことに鑑み、21 世紀における新しいスポーツの使命を、スポーツと関わりの深い 3 つのグローバルな課題に集約し、以下のように宣言する。

一、スポーツは、運動の喜びを分かち合い、感動を共有し、人々のつながりを深める。人と人との絆を培うこのスポーツの力は、共に地域に生きる喜びを広げ、地域生活を豊かで味わい深いものにする。

21 世紀のスポーツは、人種や思想、信条等の異なる多様な人々が集い暮らす地域において、遍く人々がこうしたスポーツを差別なく享受し得るよう努めることによって、公正で福祉豊かな地域生活の創造に寄与する。

二、スポーツは、身体活動の喜びに根ざし、個々人の身体的諸能力を自在に活用する楽しみを広げ深める。この素朴な身体的経験は、人間に内在する共感の能力を育み、環境や他者を理解し、響き合う豊かな可能性を有している。

21 世紀のスポーツは、高度に情報化する現代社会において、このような身体的諸能力の洗練を通じて、自然と文明の融和を導き、環境と共生の時代を生きるライフスタイルの創造に寄与する。



三、スポーツは、その基本的な価値を、自己の尊厳を相手の尊重に委ねるフェアプレーに負う。この相互尊敬を基調とするスポーツは、自己を他者に向けて偽りなく開き、他者を率直に受容する真の親善と友好の基盤を培う。

21世紀のスポーツは、多様な価値が存在する複雑な世界にあって、積極的な平和主義の立場から、スポーツにおけるフェアプレーの精神を広め深めることを通じて、平和と友好に満ちた世界を築くことに寄与する。

現代社会におけるスポーツは、オリンピック競技大会等の各種の国際競技会において示されるように、人類が一つであることを確認し得る絶好の機会である。したがって、スポーツが、多様な機会に、グローバル課題の解決の重要性を表明することは極めて重要である。

しかし、スポーツに携わる者は、そのような機会を提供するだけでなく、スポーツの有する本質的な意義を自覚し、それを尊重し、表現すること、つまりスポーツの21世紀的価値を具体化し、実践することによって、これらの使命を達成すべきである。その価値とは、素朴な運動の喜びを公正に分ち合い感動を共有することであり、身体的諸能力を洗練することであり、自らの尊厳を相手の尊重に委ねる相互尊敬である。遍く人々がこのスポーツの21世紀的価値を享受するとき、本宣言に言うスポーツの使命は達成されよう。

スポーツに携わる人々は、これからの複雑で多難な時代において、このような崇高な価値と大いなる可能性を有するスポーツの継承者であることを誇りとし、その誇りの下にスポーツの21世紀的価値の伝道者となることが求められる。

おわりに

本宣言は、日本のスポーツ100年の歴史の上に立つ。この100年の歴史は決して順風満帆であったわけではない。本宣言は、苦難の道においてスポーツを守り育てるために尽力した全てのスポーツ人に心より敬意を表し、その篤き思いを継承するものである。したがって、日本体育協会、日本オリンピック委員会は、総力を挙げてこれらの使命の達成に取り組まなければならない。

そのためには、本宣言及びその趣旨を加盟団体はもとより、広く人々に周知するとともに、長期的な視野と国際的な広がりを見出し、使命の達成に向けた実行計画等を早期に策定し、実施に努めなければならない。

また同時に、国際オリンピック委員会をはじめとする国際的なスポーツ団体はもとより、国内外のスポーツ関係者とスポーツ組織、さらに国連諸機関、世界中の志あるNGO等と、希望あるスポーツと地球の未来のために連携協力し、本宣言におけるスポーツの使命の達成に努めることが求められる。

こうした営みが順調で強固なものとして発展するためには、政府及び地方公共団体等の公的諸機関が、これまでの支援に加えて、本宣言の重要性を理解し、積極的に協力、支援することが望まれる。

最後に、日本のスポーツ100年を記念するこの年に、我が国は東日本大震災という未曾有の災害を被った。亡くなられた多くの方々に深く哀悼の意を表するとともに、本宣言におけるスポーツの使命の達成を通じて、復興を支援し、日本と地球を希望にあふれた未来へと導くことを誓う。

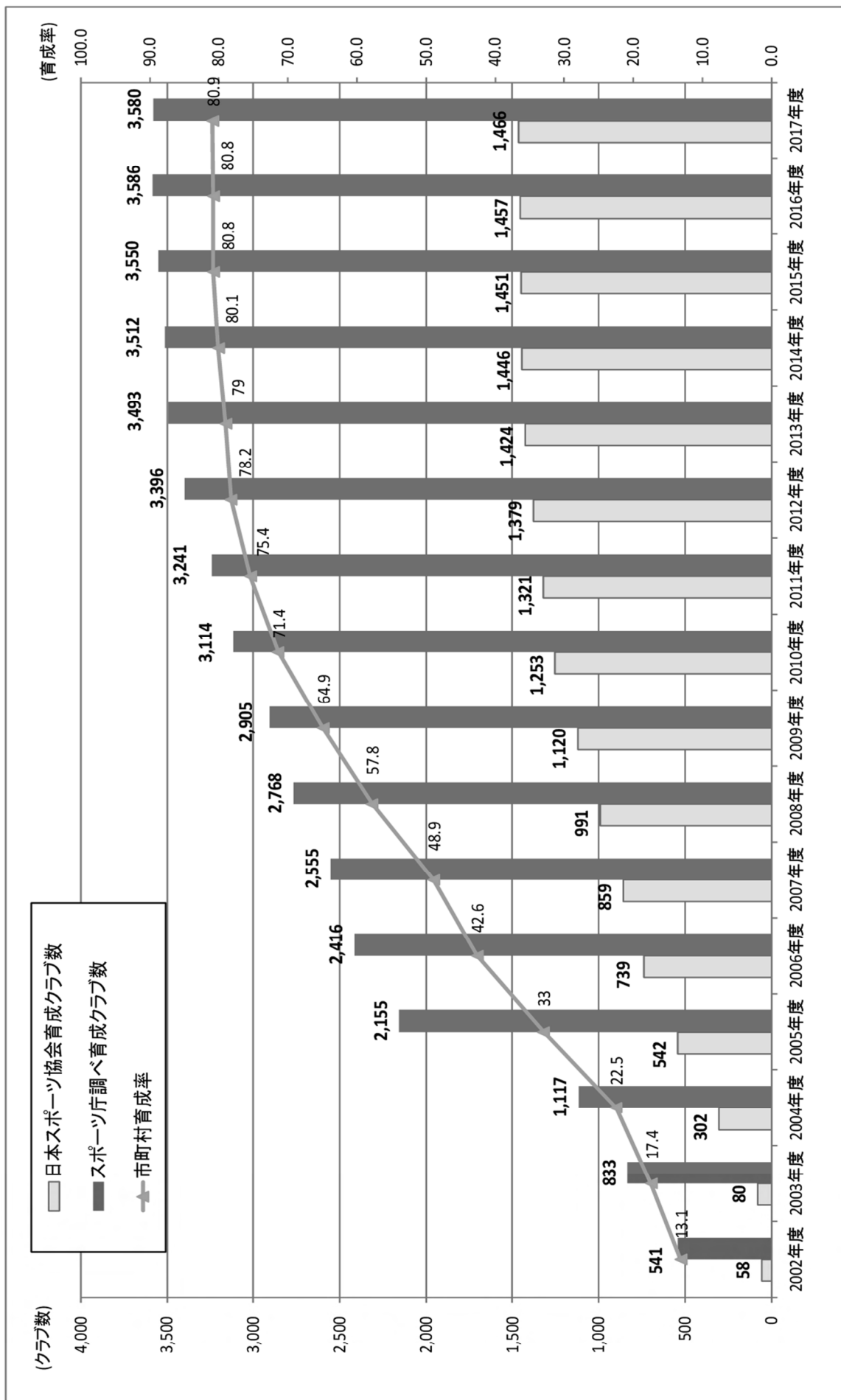
平成23年7月15日

日本体育協会 日本オリンピック委員会

創立100周年記念事業実行委員会

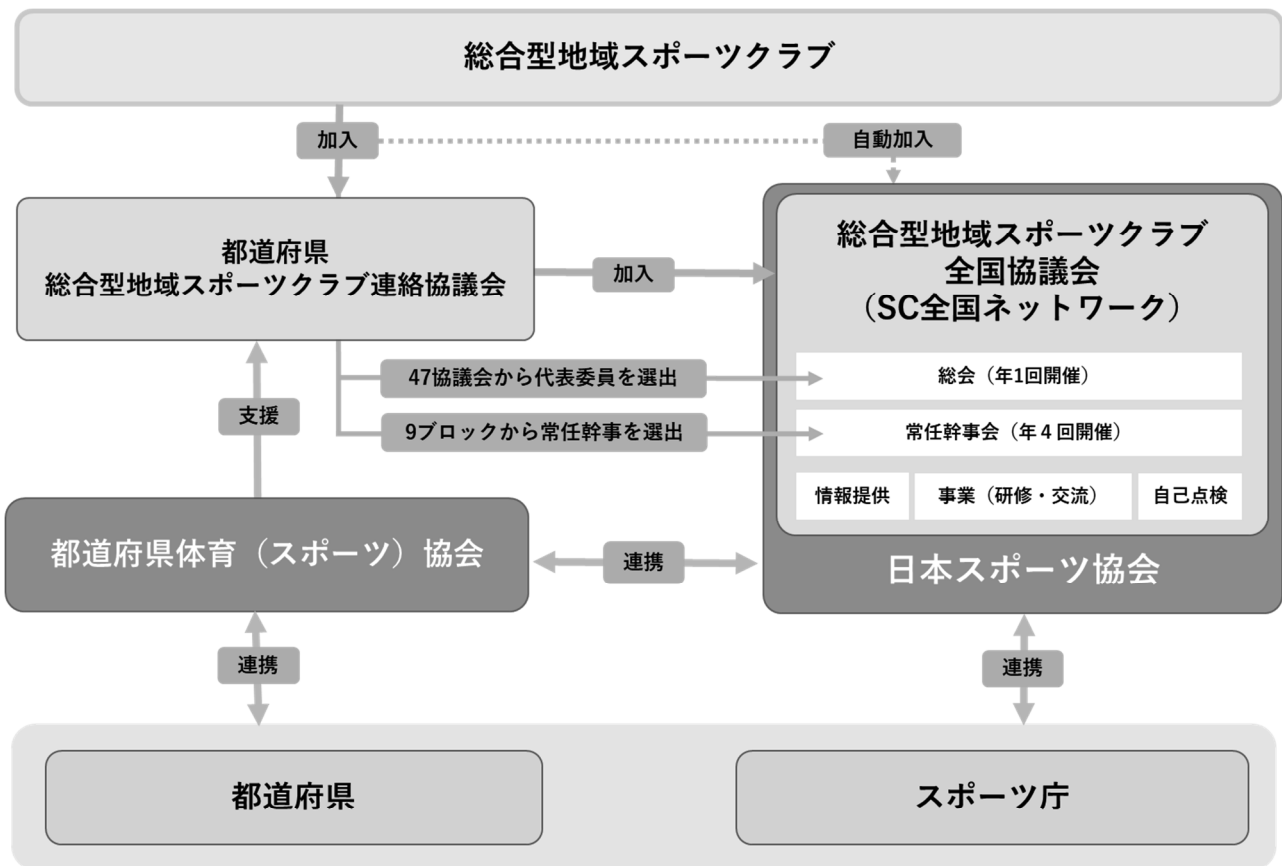
会長 森 喜朗

# 総合型地域スポーツクラブの育成状況



(スポーツ庁資料を基に日本スポーツ協会育成クラブ数を加筆)

総合型地域スポーツクラブ全国協議会(SC 全国ネットワーク)組織図



総合型地域スポーツクラブ全国協議会(SC全国ネットワーク)加入クラブ数

2017年12月末現在

No.	都道府県	2010年 2月末	2011年 2月末	2012年 2月末	2012年 12月末	2013年 12月末	2014年 12月末	2015年 12月末	2016年 12月末	育成クラブ総数 ※1	
										2016年 7月1日現在	加入率※3
1	北海道	43	54	62	70	75	84	83	82	160	51%
2	青森県	0	19	23	23	28	29	29	21	36	58%
3	岩手県	40	45	54	50	51	53	54	54	75	72%
4	宮城県	-	-	21	24	27	25	24	25	48	52%
5	秋田県	45	54	61	65	68	70	71	72	74	97%
6	山形県	44	46	47	50	62	63	55	55	64	86%
7	福島県	0	83	84	87	87	87	78	58	87	67%
8	茨城県	32	34	38	39	41	47	49	50	50	100%
9	栃木県	49	49	49	51	53	55	56	56	57	98%
10	群馬県	0	36	41	40	44	44	44	41	44	93%
11	埼玉県	-	-	72	80	87	88	86	94	96	98%
12	千葉県	23	32	35	47	52	54	50	38 ※2	84	45%
13	東京都	0	42	48	48	51	52	53	54	135	40%
14	神奈川県	41	48	64	74	88	72	86	87	89	98%
15	山梨県	0	29	31	23	25	25	27	29	33	88%
16	長野県	32	46	55	55	63	64	67	68	76	89%
17	新潟県	-	-	33	33	33	35	34	34	47	72%
18	富山県	50	50	50	47	46	45	44	34	62	55%
19	石川県	0	18	18	20	22	20	19	12	39	31%
20	福井県	18	24	24	25	26	26	26	27	27	100%
21	静岡県	43	48	59	61	61	62	19	18	70	26%
22	愛知県	0	34	20	22	25	28	28	30	140	21%
23	三重県	-	-	27	28	32	32	32	33	67	49%
24	岐阜県	-	-	45	52	56	53	48	46	68	68%
25	滋賀県	42	46	45	46	46	45	47	48	57	84%
26	京都府	30	37	37	41	41	47	43	46	59	78%
27	大阪府	-	-	25	25	25	24	24	28	64	44%
28	兵庫県	833	833	833	827	821	785	784	782	784	100%
29	奈良県	25	27	51	55	56	57	61	61	61	100%
30	和歌山県	44	52	53	55	57	56	58	56	57	98%
31	鳥取県	31	31	31	30	29	30	30	28	30	93%
32	島根県	36	41	34	36	34	33	34	34	35	97%
33	岡山県	34	36	34	35	36	36	36	36	44	82%
34	広島県	28	33	34	35	35	35	35	37	37	100%
35	山口県	-	-	31	31	35	48	46	47	51	92%
36	香川県	22	24	25	25	26	26	26	26	30	87%
37	徳島県	28	32	32	31	32	34	34	35	35	100%
38	愛媛県	25	26	25	29	29	33	34	33	44	75%
39	高知県	31	32	32	32	32	31	30	30	31	97%
40	福岡県	48	59	62	68	74	70	64	60	93	65%
41	佐賀県	0	27	27	27	28	28	27	23	29	79%
42	長崎県	19	19	25	35	38	30	30	28	37	76%
43	熊本県	46	46	53	53	58	58	57	59	72	82%
44	大分県	21	26	32	37	42	42	42	42	44	95%
45	宮崎県	0	23	31	31	33	33	31	31	32	97%
46	鹿児島県	49	51	48	59	63	64	53	29	69	42%
47	沖縄県	38	52	54	21	23	23	14	9	63	14%
合計		1,890	2,344	2,715	2,778	2,896	2,881	2,802	2,726	3,586	76%

※1 平成28年度総合型地域スポーツクラブ育成状況調査:スポーツ庁

※2 2017年7月時点の加入クラブ数

※3 2016年12月末時点の育成クラブ総数(※1)に対する加入率(参考) 57

# 日本スポーツ協会(SC全国ネットワーク)の取組に係る年次計画

項目	目標時期(年度)				
	2018	2019	2020	2021	2022
(1) クラブ運営に係る支援体制の整備					
1) 総合型クラブ登録制度の創設 (SC全国ネットワークの組織と活動の充実・活性化)					
①総合型クラブ登録制度の創設	検討			実施※1	
②協賛制度の創設					検討
③PDCAサイクルにより運営の改善等を図る登録クラブの促進	実施※2			実施※3	
2) 中間支援組織の整備(総合型クラブの質的充実の推進)					
①中間支援組織の整備	検討			実施※1	
②クラブアドバイザーの質的向上	実施				
3) 関係機関・団体との連携体制の構築					
①スポーツ少年団との連携体制の構築	検討				実施※1,3
②スポーツ推進委員との連携体制の構築	検討				実施※1,3
③障がい者スポーツ団体との連携体制の構築	検討				実施※1,3
④経済団体との連携体制の構築		検討			実施※1,3
⑤中央省庁・公的団体との連携体制の構築	検討			実施※1	
⑥日本武道協議会との連携体制の構築		検討			実施※1,3
4) 法人格取得に係る支援					
①法人格取得に関する情報提供	検討				実施※1,3
5) 情報収集・提供体制の整備					
①総合型クラブ登録制度の創設・中間支援組織の整備に基づく体制整備	検討				実施※1,3
②幅広い視野と多様性を持つ人材を育成・確保するための情報提供	実施※2			実施※1,3	
③地域の活性化に寄与する取組事例の提供	実施※2			実施※1,3	
④登録クラブによる広報活動を効果的・効率的に行うための支援	実施※2			実施※1,3	
⑤その他「育成プラン2018」の各種取組で得られた クラブ運営に役立つ情報の提供	実施※2			実施※1,3	
(2) クラブ運営を担う人材の強化					
1) クラブマネジメント人材の発掘・育成					
①クラブマネジメント資格を有する人材の養成促進	検討				実施※1,3
②幅広い視野と多様性を持つ人材の育成	検討			実施※1,3	
③女性部会の設置	検討			実施※1	
2) 次世代を担う人材育成に向けた体制整備					
①大学・専門学校との連携による次世代の人材確保	検討				実施※1,3
②スポーツ少年団との連携による次世代の人材育成	検討				実施※1,3
③中間支援組織との連携による次世代の人材育成	検討				実施※1,3
(3) 活動施設の確保					
1) 学校施設開放の拡充					
①法整備		検討			実施※1,3
2) 公共スポーツ施設の拡充					
①法整備		検討			実施※1,3
3) クラブハウスの設置促進					
①法整備		検討			実施※1,3
(4) 広報活動の充実					
1) 社会的認知度の向上					
①総合型クラブ登録制度に基づく広報活動の推進	検討			実施※1,3	
(5) 全国的なイベントの創設					
1) 全国的なイベントの企画立案					
①全国的なイベントの企画立案					検討

- ・実施※1：遅くともこの年度には実施
- ・実施※2：SC全国ネットワーク加入クラブに対して実施
- ・実施※3：登録クラブに対して実施

## 総合型地域スポーツクラブ育成プラン 2018

～ 地域住民が主体的に参画するスポーツ環境の構築を目指して～

策定 平成 30 年 3 月 6 日

発行 公益財団法人日本スポーツ協会 地域スポーツクラブ育成専門委員会

〒150-8050 東京都渋谷区神南 1-1-1

TEL : 03-3481-2278 FAX : 03-3481-2284

平成 30 年 4 月 1 日発行